

目 次

第1章 行動計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨□
- 2. 計画の性格□
- 3. 計画の期間□
- 4. 行動計画策定の背景□

第2章 「女と男 お互いに認め合い支え合う嬉野市」をめざして

- 1. 計画の目標□
- 2. 計画の基本理念□
- 3. 施策の体系□

第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ□
男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり
- 基本目標Ⅱ□
男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり
- 基本目標Ⅲ□
男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり
- 基本目標Ⅳ□
男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり
- 基本目標Ⅴ□
市民と行政の協働による推進体制づくり

参考資料

- 1. 男女共同参画社会基本法□
- 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律□
- 3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）□
- 4. 嬉野市男女共同参画を推進する条例□
- 5. 嬉野市男女共同参画審議会規則□
- 6. 嬉野市男女共同参画審議会委員名簿□
- 7. 第3次男女共同参画行動計画策定の経緯□

第 1 章

計画の策定について

① 計画策定の趣旨

② 計画の性格

③ 計画の期間

④ 計画策定の背景

- (1) これまでの取り組み
- (2) 世界の動き
- (3) 国の動き
- (4) 佐賀県の動き
- (5) 嬉野市の動き

1

計画策定の趣旨

「第3次嬉野市男女共同参画行動計画及び嬉野市DV被害者支援基本計画」（以下「第3次行動計画」という。）は、人が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別等にかかわりなく、個性と能力を充分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、「嬉野市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）の規定により共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施すため策定するものです。

これまで、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）の制定後、嬉野市においては、2008（平成20）年3月に「嬉野市男女共同参画行動計画」（以下「前行動計画」という。）（計画期間：平成20～24年度まで）を策定しました。更に、女性リーダーの任用等最近の新たな社会的課題への対応などを総合的に勘案して、「第2次嬉野市男女共同参画行動計画及び嬉野市DV被害者支援基本計画」（以下、「第2次行動計画」という。）（計画期間：平成25～29年度まで）を策定し、男女共同参画のための様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展や本格的な人口減少の到来、雇用形態の多様化、さらには地震などの度重なる自然災害の発生などにより、ライフスタイルや世帯構造、家族のあり方、地域との関わり方も変化してきています。

また、さまざまな分野で偏見、固定的な性別役割分担やそれに基づく社会慣行は解消しつつも依然としてまだ残っており又暴力の問題（言葉の暴力含）も存在し、若年層等のSNS等使用による多くの課題やトラブルを解決し、改善していくかなければなりません。

このようなことから、平成29年度で第2次行動計画が終了するにあたり、第3次行動計画策定に向けて、嬉野市男女共同参画審議会で検討を重ねてまいりました。

今回の第3次行動計画の内容は、これまでの前行動計画及び第2次行動計画の考え方を基本に、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下、「女性活躍推進法」という。）を受け、嬉野市が目指すより具体的な施策として、性別等にかかわりなく平等であるべき社会の実現に向けた取り組みをまとめたものです。

2

計画の性格

（1）国・県の計画との関連

「基本法第14条3項」では基本的な計画を定めるように努めなければならないとされており、本計画も、国・県の男女共同参画基本計画を勘案して策定するものです。

（2）本計画は「嬉野市男女共同参画を推進する条例」第11条第1項に基づく計画です。

（3）2016（平成28）年8月に住民基本台帳より市民2,000名を無作為に抽出して実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果等に基づくものです。

（4）本計画は「嬉野市後期総合計画」の部門別計画であり、施策の推進にあたっては、総合計画との整合性を図ります。

（5）本計画は、市が実施する施策だけでなく、嬉野市と市民や企業・団体が協力し協働により推進する施策も含むものです。

（6）これまで、嬉野市で策定された行動計画の基本的な考え方を継承しています。

- (7) 本計画の基本目標Ⅳ「男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「嬉野市DV被害者支援基本計画」として位置づけます。
- (8) 本計画の基本目標Ⅰ「男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり」の中の重点目標(1)の施策の方向②「男性にとっての男女共同参画」および基本目標Ⅱ「男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり」を、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める、女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村推進計画（以下、「推進計画」という。）として位置づけます。

3

計画の期間

計画期間は、2018年度から2022年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

※事業の実施時期

区分	実施時期
A	現在実施している事業の継続
B	現在実施しているが次年度から内容を充実する事業
C	2022年度までに実施する事業
D	将来的に実現を目指す事業

4

行動計画策定の背景

(1) これまでの取り組み

嬉野市は2006（平成18）年1月1日に旧塩田町と旧嬉野町の2町が合併して誕生しました。合併後の嬉野市においては、男女共同参画社会の実現を目指して、2008（平成20）年3月に「前行動計画」を、2013（平成25）年3月に「第2次行動計画及び嬉野市DV被害者支援基本計画」を策定し、これまでも課題（問題）解決に向けた様々な施策を展開してきました。

(2) 世界の動き

①国際婦人年

国際連合（以下「国連」という。）は、国連憲章、世界人権宣言などを採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げました。1946（昭和21）年には、国連に婦人の地位委員会が設置され、法律及び事実上の男女平等の達成を目指すこととしました。しかし、依然として女性の力が充分に活用されていない国際的な状況から、国連では、1975（昭和50）年に「国際婦人年

④ 行動計画策定の背景

「世界会議」（第1回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、「国際婦人年」と定め、女性の地位向上のために世界的規模で行動を行うことが決定されました。

② 女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、翌年「国連婦人の十年中間年世界会議」において署名されました。

③ 婦人の地位向上のための将来戦略

1985（昭和60）年に、「国連婦人の十年最終年世界会議」が開かれ、「国連婦人の十年」の取り組みに対する評価と見直しが行われました。

④ 男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創る目的の第4回世界女性会議

1995（平成7）年に「第4回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題の解決に向けて国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。

⑤ 国連特別総会「女性2000年会議」

2000（平成12）年に、アメリカで国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動と発議に関する文書（成果文書）」が採択され、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」努力目標が盛り込まれました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）

2005（平成17）年に、第4回世界女性会議（北京会議）から10年目に当たることを記念し、ニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）

2010（平成22）年に、第4回世界女性会議（北京会議）から15年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

この時の日本からの声明では、「ODAにジェンダーの視点を適切に反映すること」、「メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の二度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組み」を報告するとともに、男女共同参画社会実現に向け国際社会、国際機関、NGO等の市民社会との今後の一層の協力の強化について強い決意を表明しました。

⑧ 第58回国連婦人の地域委員会

2014（平成26）年第58回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

⑨ 第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）

2015（平成27）年ニューヨーク国連本部にて第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が開催され、北京宣言及び行動綱領及び婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力する「宣言」が採択されました。

⑩ 第3回国連防災世界会議

2015（平成27）年仙台市において、第3回国連防災世界会議が開催され、防災の新しい国際的

指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（利害関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本からの提案が取り入れられ、「仙台防災枠組み2015－2030」及び「仙台宣言」が採択されました。

(3) 国の動き

①関連法規の整備

1980（昭和55）年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。

1985（昭和60）年6月、女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、国籍法の改定、男女雇用機会均等法が制定、並びに労働基準法の改正が実現しました。

1997（平成9）年、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法が改正され、女性が職場でより活躍できるよう、また、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できるよう整備されました。

2000（平成12）年には、介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが整えられました。

2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が公布されました。

2004（平成16）年12月及び2008（平成20）年1月にDV防止法が改正され、2013（平成25）年12月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害についても法の適用対象となりました。

②男女共同参画基本計画の策定

1999（平成11）年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

2000（平成12）年12月、男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2005（平成17）年12月、「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2010（平成22）年12月、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015（平成27）年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第4次計画では、政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、「I. あらゆる分野における女性の活躍」、「II. 安全・安心な暮らしの実現」、「III. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV. 推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を大きな柱として定めるとともに、重点的に監視・評価すべき政策領域目標が新たに設けられました。

③関連法規の拡充と国内推進体制の整備

2007（平成19）年4月、改正男女雇用機会均等法が改正され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助ができるようになりました。また、12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。

2009（平成21）年6月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるよう

④ 行動計画策定の背景

見直しが盛り込まれました。

2013（平成25）6月、「日本再興戦略」に女性の活躍推進が位置づけられました。

2014（平成26）年9月、東京にて「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催され、日本及び世界における女性の活躍推進のための取組について議論が交わされました。

2014（平成26）年10月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

2015（平成27）年9月、「女性活躍推進法」が公布されました。

（4）佐賀県の動き

1985（昭和60）年3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえて、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」が策定されました。

1990（平成2）年2月、「さが女性プラン21」が策定されました。

1995（平成7）年3月、「さが女性プラン21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター（アバンセ）が開館しました。

2001（平成13）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定され、また、10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことになりました。

2002（平成14）年4月、佐賀県男女共同参画推進条例に基づき、「佐賀県男女共同参画推進員」が配置されました。

2004（平成16）年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、「佐賀県DV総合対策センター」が、佐賀県立女性センター内に置かれ、併せて「佐賀県DV総合対策会議」が設置され、関係機関、団体の連携強化が図られました。

2005（平成17）年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組みを推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設されました。

2006（平成18）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定され、さらに、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定されました。

2009（平成21）年3月、「佐賀県立女性センター」の名称が「佐賀県立男女共同参画センター」に変更されました。また、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されるとともに、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されました。

2011（平成23）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画（2011～2015）」が策定されました。

2013（平成25）年8月、「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013～2016）」が策定されました。

2014（平成26）年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定され、性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等が新に加えられました。

2016（平成28）年3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画（2016～2020）」（「佐賀県女性活動推進計画」を含む）が策定されました。

(5) 嬉野市の動き

2006（平成18）年に合併して誕生した嬉野市は、少子高齢化の進行による人口減少、情報化や国際化の進展、環境問題など、市民生活や地域経済にさまざまな影響を及ぼしてきています。嬉野市に住むすべての人が、いかなる場合においても、差別されることなく、ひとりの人間として人権を尊重され、また、地域においても社会の一員として認められ、あらゆる機会の平等が保障されなければなりません。しかし、現実には、女性、子ども、障がい者、外国人などに対する差別や偏見、あるいは、いじめ、虐待、DV（家庭内暴力）など、さまざまな人権問題が存在しています。

2006（平成18）年には、男女共同参画推進に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進し、関係部課相互の緊密な連携を図るため、嬉野市男女共同参画推進本部設置要綱を策定し、嬉野市男女共同参画推進本部を設置しました。また、その中に各課長をもって組織する幹事会を置きました。

2008（平成20）年、男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため「前行動計画」を策定しました。また、嬉野市における男女共同参画社会づくりに関する施策を効果的に推進するため、嬉野市男女共同参画推進協議会を設置しました。

2011（平成23）年に2,200名の市民を対象にした市民意識調査を実施し、2013（平成25）年3月に「第2次行動計画」を策定しました。

2013（平成25）年3月、嬉野市を訪れる全ての人及び市民が、障がい者、高齢者及び外国人の別なく観光、社会生活等の中で、安心と心のゆとりを感じるまちづくりを推進するための「嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例」を公布・施行しました。

2014（平成26）年3月、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会を目指して、「嬉野市男女共同参画を推進する条例」を公布・施行しました。また、条例に基づき嬉野市男女共同参画審議会を置き、それに伴い嬉野市男女共同参画推進協議会は廃止しました。

2016（平成28）年3月、嬉野市特定事業主行動計画・嬉野市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を策定しました。同年8月には、第3次行動計画を策定するにあたっての2000人を対象とした市民意識調査を実施し、その結果を踏まえた現状と課題を検証し、議論を深め行動計画の策定を進めてまいりました。この行動計画は、基本法の理念を踏まえ、「嬉野市後期総合計画」の他、各種計画との整合性を図りながら、社会のあらゆる分野に男女双方の視点が生かされることを目標とし策定しました。

【男女共同参画に関する市民意識調査 調査概要】

調査概要	
調査対象者	嬉野市在住の20歳から79歳までの男女
調査方法	郵送配布 — 郵送回収
調査数	2,000人（住民基本台帳による無作為抽出）
有効回収数（有効回収率）	648人（32.4%）
調査期間	平成28年8月26日～平成28年9月12日

第 2 章

「女と男 お互いに認め合い支え合う嬉野市」
をめざして

① 計画の目標

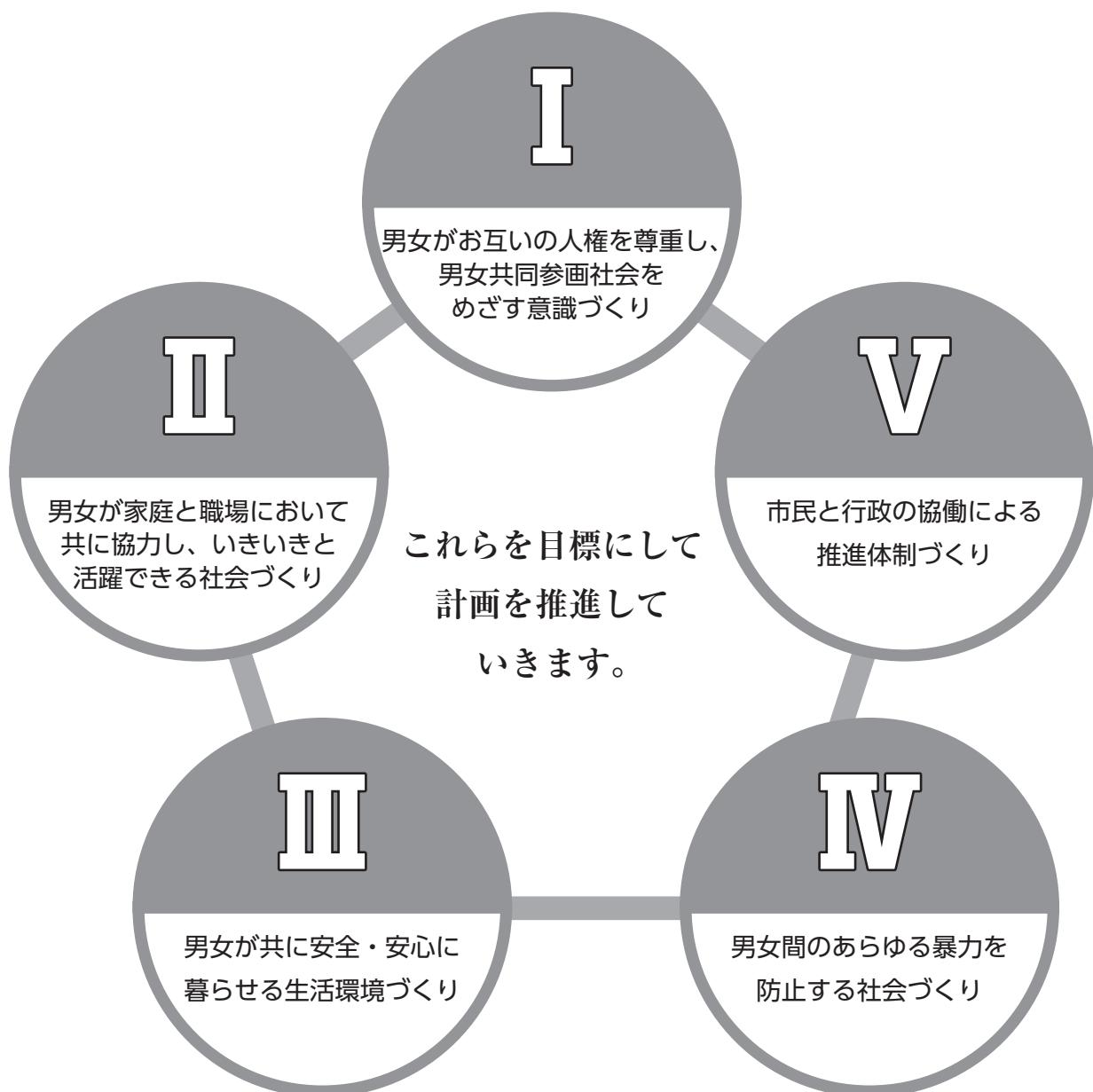
② 計画の基本理念

③ 計画の体系

1

計画の目標

男女共同参画社会を実現するために何が必要かということを審議会で議論する上において、「社会参画・教育」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」、「安全・安心」、「暴力防止」、「推進体制」の5つを柱に立て、各分野で議論を深め、その柱に対しそれぞれの目標を掲げました。





計画の基本理念

性別に関係なく互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、学校、職場、災害時などのあらゆる場において、固定的性別役割分担意識の見直しとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や浸透を促し多様性を認め合う人権の尊重、個人の意思によって多様な選択ができる社会の実現を目指すものです。このため、本計画は「嬉野市男女共同参画を推進する条例」第3条に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行について改めていくこと。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野の政策及び方針の立案及び決定の場に参画できるようにすること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族構成員としての役割と職場、地域、学校等の社会生活における活動が両立できるようにすること。

5 國際的協調

男女共同参画の推進に関する取組が、国際的協調の下に行われること。

③

施策の体系

男女共同参画社会の実現

基本目標

重点目標

I. 男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり

(1)性別による固定的役割分担意識のは正

(2)男女の人権が守られる社会の形成

(3)家庭、学校、地域社会における男女平等の促進

(4)国際理解と協調および交流の推進

II. 男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり

(1)男女平等の労働環境の整備

(2)男女の職業生活と家庭生活の両立支援の促進
(ワーク・ライフ・バランスの促進)

(3)職場や地域活動における女性の活躍促進

(4)農業・商工業・観光分野における男女共同参画の促進

(5)政策方針決定過程への女性の参画促進

III. 男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり

(1)生涯を通じての健康支援

(2)高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

(3)子育てに関する社会的支援体制の充実

(4)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

IV. 男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり

(1)男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり

(2)DV被害者が安心して相談できる体制の整備

(3)DV被害者の安全確保と自立支援

(4)女性や子どもに対する性暴力防止対策および被害者支援に向けた体制づくり

V. 市民と行政の協働による推進体制づくり

(1)行政における総合的な推進体制の整備・強化

(2)市民・企業・諸団体との連携による推進の取組

(3)男女共同参画に関する総合支援施設の展望

施 策 の 方 向

①市民の意識改革のための啓発 (P) ②男性にとっての男女共同参画 (P)
①人権尊重のための啓発活動 (P) ②若年女性および中高年のS N S 被害による人権侵害の予防啓発 (P) ③性的マイノリティ (L G B Tなど) についての理解促進 (P)
①家庭や地域社会における男女平等教育の推進 (P) ②学校等における男女平等教育の促進 (P)
①国際理解のための学習機会などの充実 (P) ②国際交流・協力の推進 (P)
①労働環境改善に向けた取組の推進 (P) ②女性の能力開発の促進 (P) ③各種ハラスメント防止対策の推進 (P)
①多様な働き方の普及・推進 (P) ②仕事と家庭生活のサポート体制の充実 (P)
①地域の女性リーダーの育成 (P) ②女性のエンパワーメント促進 (P)
①自営業における男女共同参画の促進 (P) ②女性の職域拡大と積極的な登用促進の啓発 (P)
①公的審議会等への女性委員の登用促進 (P) ②女性人材情報の収集・提供とネットワーク化 (P)
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の啓発と健康支援 (P) ②男女の健康づくりの推進 (P) ③健康づくりのためのスポーツ活動の促進 (P)
①市民と連携した地域福祉の充実 (P) ②高齢者の孤立防止と活動支援（高齢者の在宅支援サービス） (P) ③高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備 (P) ④障がいのある人の生活安定と自立支援 (P) ⑤在宅介護への支援 (P)
①子育てに関する社会的支援の充実 (P) ②ひとり親家庭への支援体制の充実 (P)
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進 (P) ②防災活動への女性の活躍促進 (P)
①ドメスティック・バイオレンス (D V) 被害者救援体制の整備 (P) ②犯罪被害者等への支援 (P) ③D Vを防止する啓発の推進 (P) ④心の相談事業の充実 (P)
①被害者への相談支援の充実 (P) ②相談体制の充実 (P)
①被害者の保護体制の充実 (P) ②関係機関との連携強化 (P) ③被害者の自立に向けた支援 (P)
①被害者相談の実施 (P) ②防犯・安全対策の強化 (P)
①府内推進体制の充実 (P) ②府内における男女共同参画の取組に向けた推進 (P) ③情報の収集と発信 (P)
①市民参画による計画の推進 (P) ②企業への啓発と推進 (P) ③国・県および他の地方公共団体との連携 (P)
①男女共同参画に関する総合支援施設の展望 (P)

第 3 章

計画の内容

基本目標

- Ⅰ 男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり
- Ⅱ 男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり（女性活躍推進法に基づく嬉野市推進計画）
- Ⅲ 男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり
- Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり
(嬉野市 DV 被害者支援基本計画)
- Ⅴ 市民と行政の協働による推進体制づくり

嬉野市男女共同参画行動計画の目標値

※事業の実施時期は、下記のA～Dで記載しています。

- A：現在実施している事業の継続
- B：現在実施しているが次年度から内容を充実する事業
- C：2022年度までに実施する事業
- D：将来的に実現を目指す事業

【基本的な考え方】

男女共同参画社会を形成するためには、固定的な性別役割に関わらず、互いを認め合い尊重し、それぞれの能力や個性を認め合うことが重要です。

嬉野市男女共同参画を推進する条例では男女平等が推進されていますが、実社会においてはまだ性別による固定的役割分担意識¹⁾や男女間の社会的・経済的な格差が性差別を生み出しています。性別を意識したものの見方や考え方は、幼児期からの生活習慣の中で無意識のうちに身についていきます。男女平等意識が市民に浸透するためには、家庭・学校・地域などにおいて、十分な配慮と男女平等の教育を充実させることが重要です。

また、性的な事柄に対する偏見やインターネットを悪用した個人情報の公開や誹謗中傷などは深刻な人権侵害であり、大きな社会問題でもあります。

このような不平等を解消していくためには意識改革を進めていくことが重要です。社会のあらゆる場において、ひとりの人間として尊重され、個人の意思によって多様な選択ができる社会の実現を目指します。

重点目標①

性別による固定的役割分担意識のは正

【現状と課題】

男女が個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現には、一人一人が男女共同参画社会について、正しく理解し、男女平等視点に立って行動することが重要です。

しかし、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、このことは性別にかかわらず自分らしく主体的に生きることを妨げています。特に、長い間培われてきた社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが残されており、多くの場合、人々の意識の中に深く根差しています。

これらのことから、女性の就業継続や経済的自立を困難にする一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

平成28年度に市が実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」に関する質問に対し、全体では賛成が27.1%、反対が61.1%と前回調査時の反対との意見を7.4%増加しており、固定的性別役割分担意識が解消されてきていることがうかがえます。(図表1)

しかし、男女別にみると男性の36.7%、女性の21.1%が賛成と答え、男性に固定的意識がより強く残っていることがわかります。

また、「社会通念・慣習・しきたり」などの男女の地位の平等感については、男性優位である

1) 性別による固定的役割分担意識

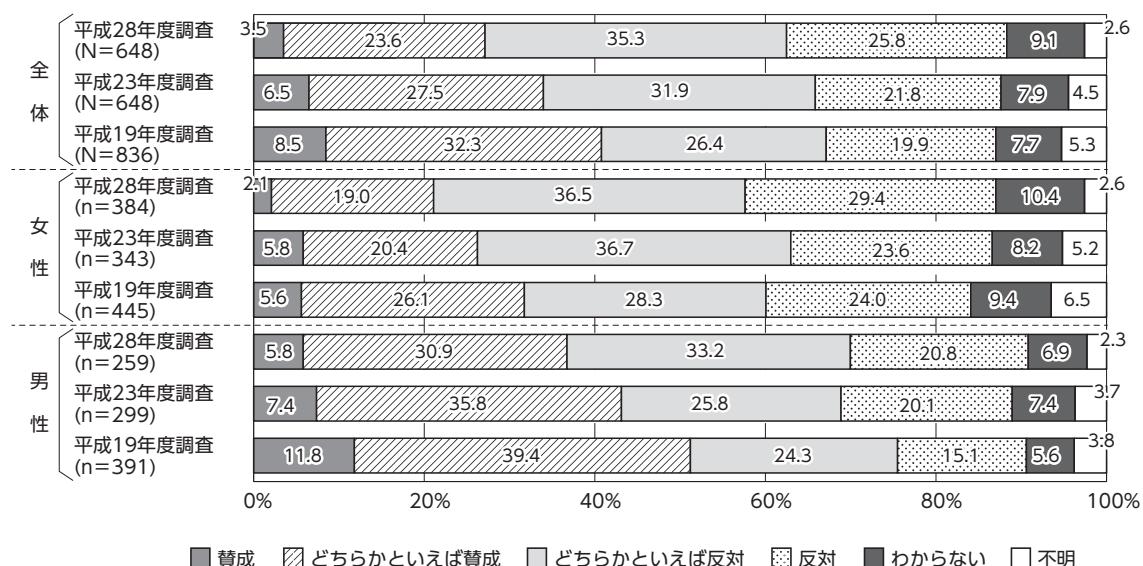
男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

が71.6%で全体の7割を占めています。(図表2)

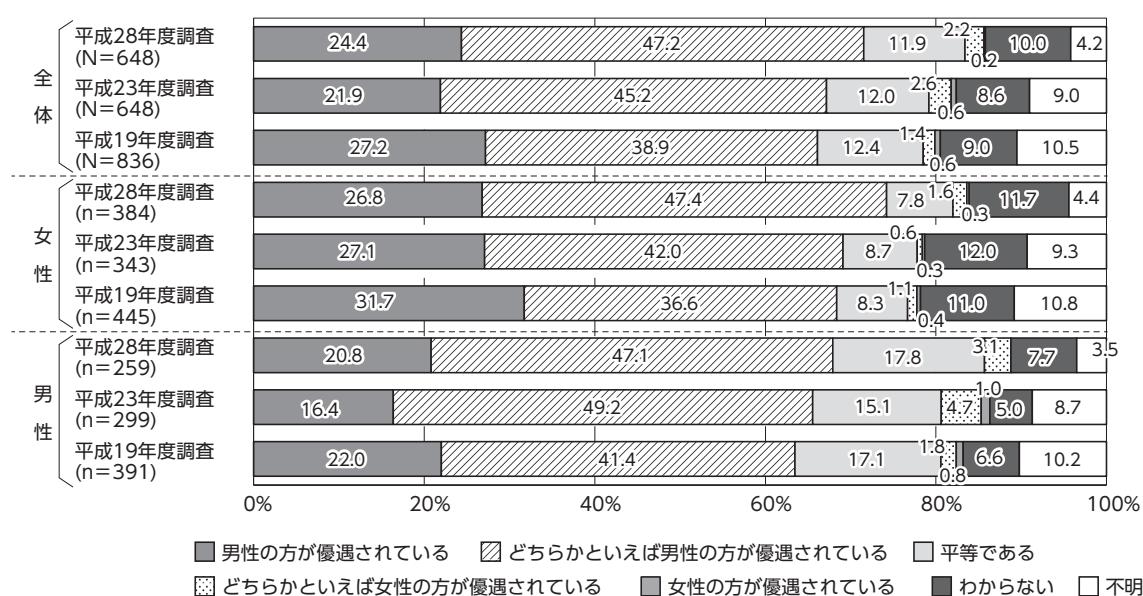
共働き世代が増加する中(図表3)、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、今まで以上に広い分野で男女が協力し合うことが必要な時代になってきています。

固定化された生き方が社会的に定着してしまうことで、子どもたちの未来が可能性に乏しい社会になってしまわないよう、行政での取り組み、学校、地域、家庭などにおける教育や各種メディアによる情報発信など幅広い啓発活動や学習を推進することが必要です。

【図表1】「男は仕事、女は家庭」という考え方について

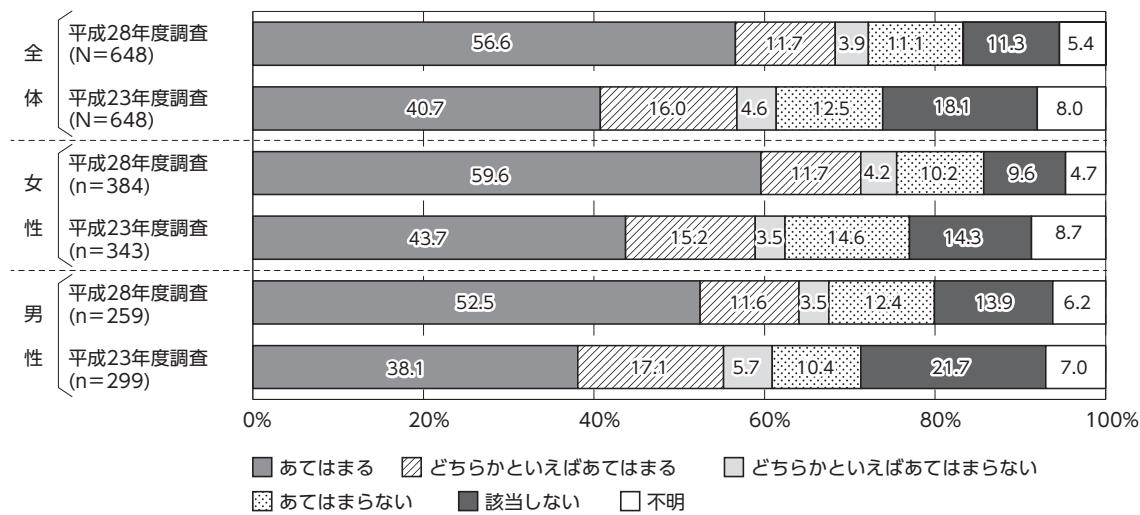


【図表2】男女の地位の平等感について(社会通念・慣習・しきたりなど)



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

【図表 3】両親の生き方について（両親の共働き）



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」



①市民の意識改革のための啓発

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
男女共同参画出前講座の開設	男女共同参画における市民の理解を深める学習の場として、出前講座を開設する。	市民協働推進課	A
男女共同参画フォーラムや講演会の開催	市民に対し男女共同参画に関する認識を深め、定着させるためのフォーラムや講演会を開催していく。	市民協働推進課	A
ケーブルテレビを利用した啓発事業	男女共同参画について、正しい理解がより多くの市民に浸透するようテレビ画面を通し、わかりやすく説明したり、地域での啓発活動やイベント情報等を発信することで意識啓発を行う。	市民協働推進課	B
メディアなどによる啓発	男女平等の視点での市報紙面を作成するとともに、市報うれしの、ホームページ等の広報媒体により、男女共同参画に関する様々な情報提供を行う。	市民協働推進課	A
啓発展示コーナーの設置	関係機関からの案内や情報の提供、男女共同参画週間に併せた関係図書の配置など、男女共同参画にかかる情報コーナーの充実に努める。	市民協働推進課 教育総務課	A
行政嘱託員や公民館長への研修会の実施	行政嘱託員会議や公民館長会の中に、地域における男女間の格差問題などをテーマにした研修を盛り込み男女共同参画への関心と理解を高める。	総務課 文化・スポーツ振興課	C
男女共同参画啓発事業	生活の身近なところから男女共同参画について啓発を行い、男女共同参画社会の効果的な形成促進を図る。	市民協働推進課	A
各地域コミュニティセンターでの啓発	男女共同参画社会を地域に浸透させるため、生活に身近なものをテーマにした啓発を、地域コミュニティと一緒に企画しながら取り組んでいく。	市民協働推進課	C

※事業実施時期●ページ参照

②男性にとっての男女共同参画

具体的事業	事 業 の 概 要	担当課	時期
男性の料理教室の開催	男性の料理教室を開催することで、男性の家事への積極的参加を促進し、健康や食生活への関心・理解を深める。	健康づくり課	A
親子のふれあいの場への父親の参加促進	親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親と子どもが運動あそびなどを通して親子の交流を深めることで、父親の子育てに関する意識を高める。	子育て支援課	A
家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催	男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催し、家庭生活における関わりを積極的に促す。	文化・スポーツ振興課 子育て支援課 福祉課	C
男性の家庭・地域参加に向けた理解・促進のための啓発	男性の家事・育児・介護への参画や育児・介護休業等の取得に対し、家庭、地域、職場など周囲の理解を深めるため、国、県と連携した意識啓発に努める。	市民協働推進課 うれしの温泉観光課	C

重点目標② 男女の人権が守られる社会の形成

【現状と課題】

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等が基本的人権として保障されています。これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つになっています。男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。また、男性であることや女性であることに関わらず、「人」として対等に暮らしていくことです。「男だから」とか「女だから」といった性の違いに縛られない、「自分らしさ」を見つけ他者と違う生き方をしている人を認めることが大切です。また、男女の性別に関する基本的な認識として性的マイノリティ（性的少数派）²⁾への配慮を忘れず、性別に関する固定観念にとらわれない意識づくりが必要です。

市民意識調査で性による差別を受けた経験があるか尋ねたところ、男女いずれも「ない」の割合が高くなっていますが、「ある」の割合は女性の方が男性よりも21.4ポイント上回っており、女性の方が男性より性による差別を受けていると感じている人が多いことがわかります。（図表4）

また、高度情報化の進展に伴い、SNS³⁾などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの急速な普及により、特に若年女性のデートDV⁴⁾被害や中高年のSNSトラブルが増加しています。膨大な情報が氾濫している中、情報を受け入れる側も一人ひとりが自分自身で自主的に判断して活用する能力が必要になってきています。

このように男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが互いを思いやり、認め合い、誰もが個人として尊重される生活を送ることができるよう、人権侵害の根絶に向けて人権意識啓発、学習機会の提供を積極的に行っていく必要があります。

2) 性的マイノリティ（性的少数派）

体の性別と心の性別が一致しないと感じる人。同じ性別の人のみを恋愛対象とする人。同じ性別の人と自分とは反対の性別の人をいずれも恋愛対象とする人など。

3) SNS

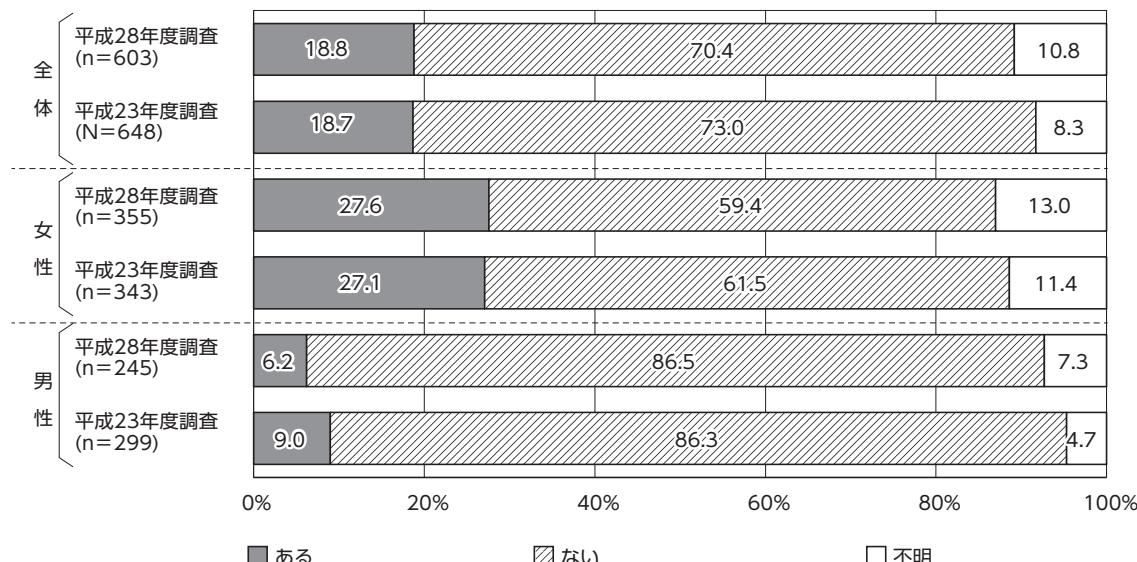
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で人々が共通の話題や趣味を通じて交流するネットワーク型サービスのこと。

4) デート DV

交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

基本目標 I 男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり

【図表 4】性による差別を受けた経験について



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

①人権尊重のための啓発活動

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
人権に関する相談体制の充実	人権擁護委員による人権相談に関して、市の広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、相談できる環境整備を図るとともに、人権擁護委員が実施する人権教室などの啓発活動の支援を行う。	市民課	A
人権啓発活動講演会	人権に関する意識啓発のための講演会等を開催し、正しい認識と人権意識の高揚を図る。	市民協働推進課	A
法や権利を知るための広報活動	国における人権に関する取り組みについて、市の広報紙やホームページへの掲載、ポスター掲示等により内容の周知に努める。	市民課	A

②若年女性および中高年のSNS被害による人権侵害の予防啓発

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
小・中学生へのSNS被害予防対策の実施	SNSや出会い系サイト等の利用による被害や事故を防止し、人権侵害から子どもたちを守るために対策を推進する。	学校教育課	B
インターネット等による人権侵害の予防啓発	SNSなどインターネット上の有害情報や誹謗中傷により、被害者にも加害者にもならないように、正しい知識の提供と被害防止のための啓発を行う。	市民協働推進課 市民課	B

③性的マイノリティ（LGBTなど）についての理解促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
性の多様性に関する理解の促進	LGBT ⁵⁾ などの性的マイノリティ（性的少数者）の方に対する偏見をなくし、生き方を尊重するため、学校教育の中でのいじめや差別を許さない人権教育を推進する。	学校教育課	A
性に起因する人権侵害の防止の啓発	性的指向 ⁶⁾ の違いを認め合い、正しい知識と理解を深め、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む。	市民協働推進課	C

5) LGBT

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と自認する性の不一致）の総称。それぞれの英語表記の頭文字を組み合わせた言葉。

L：レズビアン（Lesbian）

G：ゲイ（Gay）

B：バイセクシュアル（Bisexual）

T：トランスジェンダー（Transgender）

6) 性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

重点目標③ 家庭、学校、地域社会における男女平等の促進

【現状と課題】

男女共同参画意識を育むためには、家庭・学校・地域等のあらゆる場における教育、学習の果たす役割は重要です。

市民意識調査によると、男女の地位の平等感については、学校教育の場では「平等である」が最も高く、男女いずれもほぼ半数を占めており、学校教育における子どもをとりまく環境は男女の平等性が確保されていますが、家庭生活、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどでは、女性の方が男性よりも不平等と感じている割合が高くなっています。(図表5)

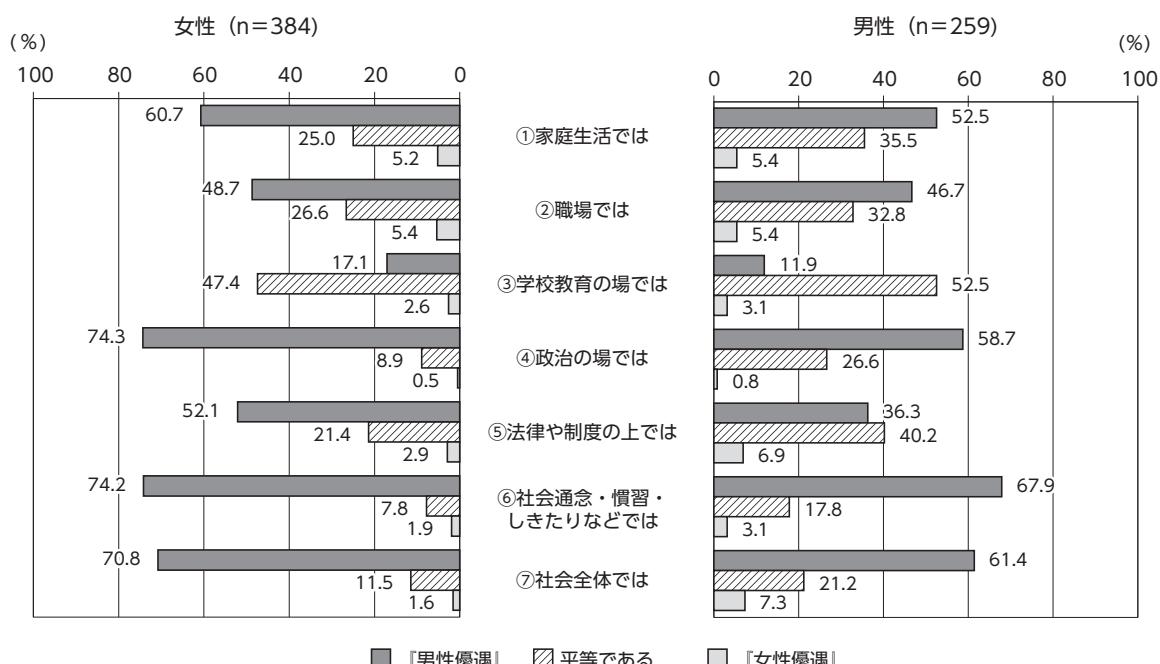
家庭は、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う場です。そのため、家庭教育において、男女が共に家事や育児に参加するなど、日常生活を通じて子どもが自然に男女平等に意識を育むことができるような家庭環境づくりが必要です。

また、人格形成の基礎となる幼児教育や学校教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼします。子どもたちが成長する過程で、豊かな人権思想を育むとともに、性別にとらわれず一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう男女平等に基づいた教育の充実が必要です。

さらに地域社会における学習は、人々に男女平等意識を定着させ、男女が対等なパートナーシップのもとに生涯を過ごせるよう個人の尊厳、男女平等の意識を高める重要な役割を担っています。

このように、男女が性別役割分担意識やジェンダー⁷⁾意識等にとらわれ、自らの生き方を狭めてしまわないように、学校・家庭・地域などの社会において、一人ひとりの個性や能力、違いを認め合ってお互いの生き方や人権を尊重する男女平等の視点に立った男女共同参画教育の推進に努めます。

【図表5】男女の地位の平等感について



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

7) ジェンダー

生物学的な性の違い（セックス）に対して、「男らしさ」「女らしさ」など、社会通念や慣習において作り上げられた社会的・文化的に形成された性差観念のこと。

基本目標 I 男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり

①家庭や地域社会における男女平等教育の推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
家庭における男女共同参画の促進	家庭における男女共同参画を推進するため、ジェンダーにとらわれない子育てなど男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供する。また、家庭教育の大切さ、親子のふれあいの重要性を啓発する。	文化・スポーツ振興課	C
人権同和学習の機会の提供	人権意識の高揚に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消し、民主的な社会の基礎となる人権・同和教育の正しい理解を求め、推進させる。	文化・スポーツ振興課	A
男女共同参画についての図書資料の提供	男女平等の意識を高めるため、男女共同参画の視点を持った図書・資料を収集し、利用者への提供を図っていく。	教育総務課	A

②学校等における男女平等教育の促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
教職員の男女共同参画研修	市内の小中学校において、セクシュアル・ハラスメント ^⑤ 防止や、男女共同参画意識の啓発などを目的とした職場内研修を実施する。	学校教育課	A
ふれあい道徳の充実	市内の全小中学校において、授業参観等の際に保護者も交えて道徳の授業を実施し、児童生徒の人権意識などの高揚を図る。	学校教育課	A
性教育の充実	発達段階に応じた性教育を行い、男女の相互尊重意識などの育成を図る。	学校教育課	A
職場体験の実施	性別を問わず職業選択の可能性や働き方があることを伝える機会を提供する。	学校教育課	A
中学生の意識調査の実施	中学生の男女共同参画意識調査を実施することで、啓発を含めその結果を今後の計画に反映させる。	市民協働推進課	A
青少年弁論大会	小中学生を対象に健全育成の目的で実施する青少年弁論大会を通じて、優しさや思いやりの心が育まれるよう人権を尊重する教育の充実を図る。	文化・スポーツ振興課	A

8) セクシュアル・ハラスメント

性的いがらせのこと。略して「セクハラ」。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動のこと。

重点目標④

国際理解と協調および交流の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりに向けての取り組みは、「女子差別撤廃条約」、「女性2000年会議」など、世界の女性の地位向上に関するさまざまな国際的取り組みと連動して行われてきました。男女共同参画社会基本法でも「国際的協調」が基本理念の一つになっています。

国際化が進む中、嬉野市においても、平成29年4月現在、外国人は88世帯（外国人世帯数）144名の諸外国の人々が暮らしていることから、各国の生活や文化を理解し、身近なところから国際理解を深め養うことが必要です。

外国人の中には、言葉や習慣の違いなど、さまざまな生活上の問題に直面している人もいます。このため、外国の多様な文化や価値観を尊重できる意識改革を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取り組みに関する情報提供や国際理解教育を進めていく必要があります。

また、外国人が暮らしやすいまちにするために、市民一人ひとりが性別、国籍を問わず人権を尊重し、在住外国人を地域社会の一員として受け入れ、相互理解と交流の促進を図っていくことが大切です。

①国際理解のための学習機会などの充実

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
国際理解のための学習・交流機会の充実	外国の歴史や文化、生活習慣などへの理解を深めるため、学習する機会を設ける。	文化・スポーツ振興課 うれしの温泉観光課	A
国際理解教育の推進	ALT（外国语指導助手）の授業を通じて外国の生活や文化に対する理解を深め、国際理解教育の充実に努める。	学校教育課	A
日本語教室の実施	地域に在住する外国人が日本人や外国人同士との交流を行い、相互理解を深めることができるように、外国人のための日本語学習機会を提供する。	うれしの温泉観光課	C
多言語による情報提供	外国人の孤立や生活上の不便を解消し、必要な情報収集が容易にできるよう市ホームページの多言語での提供に取り組む。	企画政策課	B

②国際交流・協力の推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
国際交流・海外派遣事業などへの参加促進	国際的視野を持った人材を育成するため、地域の団体に対する女性海外研修事業や国際交流事業への参加を促進する。	うれしの温泉観光課 文化・スポーツ振興課	C

男女が家庭と職場において共に協力し、 いきいきと活躍できる社会づくり

(女性活躍推進法に基づく嬉野市推進計画)

【基本的な考え方】

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成27年9月4日に公布されました。

女性の職業生活における活躍を推進するためには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら安心して働き続けられる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域生活などにおいても、結婚、子育て、介護など人生の各段階に応じた多様な働き方を選択・実現できるよう仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス⁹⁾)が重要です。

男女雇用機会均等法¹⁰⁾、労働基準法¹¹⁾、育児・介護休業法¹²⁾など法制面の整備により女性の働く環境は改善されてきていますが、現実には結婚、出産、育児、介護を機に仕事を中断する傾向はいまだに解消されておらず、賃金や昇進、昇格など働く場における男女間格差があります。これらの要因としては、男女ともに固定的性別役割分担意識が解消されていないことや、戦後の男性中心型の労働慣行がいまだに残っていることが考えられます。

9) ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

10) 男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(1985年制定、86年4月施行)

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

その後、97年に一部改正され、女性保護のために設けられていた時間外や休日労働、深夜業務などの規制を撤廃。さらに2006年6月の改正では、性別による差別禁止の範囲を拡大し、男性に対するセクシャル・ハラスメントも対象になった。

11) 労働基準法

労働者の生存権を保障するために、労働契約・賃金・労働時間・休日および年次有給休暇・災害補償・就業規則など、労働条件の基準を定める法律。

12) 育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。

1991年に育児休業法として成立。92年施行。男性を含めたすべての職種の労働者に対象を拡大し、事業主には休業後の円滑な職場復帰の努力を求めた。

1995年の改正で介護休業の制度を盛り込み、現名称に変更。育児・介護休業の取得だけでなく、休業の取得を理由とする解雇など不利益な取り扱いの禁止、労働者から請求があった場合の時間外労働・深夜労働の制限なども規定された。

現在、嬉野市でも女性の就業人口が高く、女性の労働力は地域経済に大きな役割を果たしていると言えます。少子高齢社会を迎え、労働力の活用の観点からも男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備を進めることが肝要です。そのためにも、長時間労働など従来の働き方を見直し、働く場における女性の活躍の機会の拡大を図り、男女問わず、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる環境づくりに取り組みます。

重点目標① 男女平等の労働環境の整備

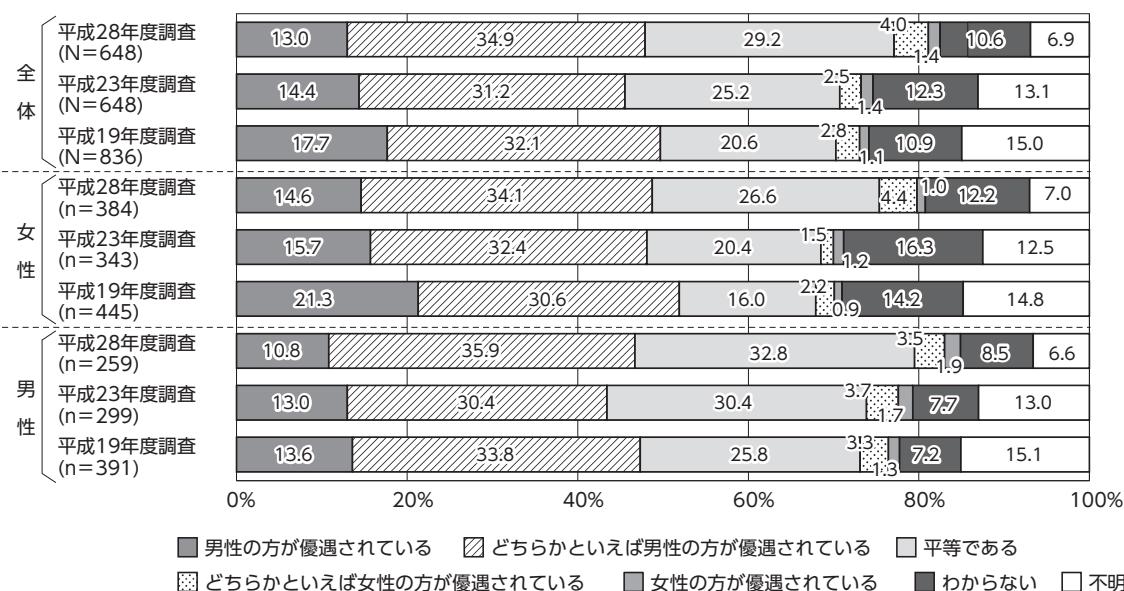
【現状と課題】

男女雇用機会均等法の基本的的理念に基づき性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようになりますこと、および事業主等は、労働者の職業生活の充実に努められ、女性の能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう図られてきました。

しかし、依然として職場における男女間の実質的な格差は、さまざまなものに存在しています。市民意識調査の結果からみると、職場における男女の地位の平等感を尋ねたところ、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人が、47.9%と前回調査より2.3%増加し、前回よりも高い値となっています。また、「平等である」と答えた人は29.2%と前回調査より4.0%増加しています。これを男女別にみると、男性の32.8%が「平等である」と答えているのに対し、女性は26.6%しか平等と感じていません。(図表6)

今後は性別に関わらず家庭内における家事分担など男性の参加を推進し、労働環境や家庭環境の改善が不可欠です。

【図表6】男女の地位の平等感について（職場）



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

①労働環境改善に向けた取組の推進

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
男女雇用機会均等法などの周知徹底	事業主に対して男女雇用機会均等法や労働基準法などの内容の周知を図り、雇用差別をなくすための資料提供や啓発を行っていく。	うれしの温泉観光課	A
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立し、豊かで充実した生活を送れるよう、事業所に対して長時間労働の削減や有給休暇取得の促進など働き方の見直しについて周知・啓発を行う。また、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知し実践を促すための啓発を推進する。	うれしの温泉観光課 市民協働推進課	A
親子のふれあいの場への父親の参加促進 (基本目標Ⅰ-①-②再掲)	親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親と子どもが運動あそびなどを通して親子の交流を深めることで、父親の子育てに関する意識を高める。	子育て支援課	A
家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催 (基本目標Ⅰ-①-②再掲)	男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催し、家庭生活における関わりを積極的に促す。	文化・スポーツ振興課 子育て支援課 福祉課	C
男性の家庭・地域参加に向けた理解・促進のための啓発 (基本目標Ⅰ-①-②再掲)	男性の家事・育児・介護への参画や育児・介護休業等の取得に対し、家庭、地域、職場など周囲の理解を深めるため、国、県と連携した意識啓発に努める。	市民協働推進課 うれしの温泉観光課	C
入札参加資格条件に男女共同参画社会への貢献度評価を導入	2年に1度行われる市の入札参加資格審査の項目に、男女共同参画社会への貢献度を掲げ、指名競争入札参加者を選定する際の判断材料の1つとする。	建設・新幹線課	D

②女性の能力開発の促進

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
女性の自己啓発の推進	女性が意識や能力を高めるための自己啓発に取り組めるよう商工会などと連携した働く女性の能力開発セミナーを開催することで女性の能力向上を図る。	うれしの温泉観光課	D
働く女性への能力開発に関する研修等の広報と情報提供	様々な分野で女性が活躍できるよう、スキルアップに必要な資格取得や、能力の育成・向上を図るために研修等の情報提供を行う。	市民協働推進課	A

③各種ハラスメント防止対策の推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
企業へのセクシュアル・ハラスメント等防止の啓発促進	事業主に対し、セクシュアル・ハラスメント ¹³⁾ 、マタニティハラスメント ¹⁴⁾ 、パワーハラスメント ¹⁵⁾ などの各種ハラスメント防止対策について働きかけ、女性が安心して働くことができる職場環境の改革に向けた啓発と情報提供に努める。	うれしの温泉観光課	A

13) セクシュアル・ハラスメント

性的いらがらせのこと。略して「セクハラ」。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えるような性的な言動のこと。

14) マタニティハラスメント

職場において行われる上司、同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されること。略して「マタハラ」。

15) パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。略して「パワハラ」。

基本目標Ⅱ 男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり

重点目標②

男女の職業生活と家庭生活の両立支援の促進（ワーク・ライフ・バランスの促進）

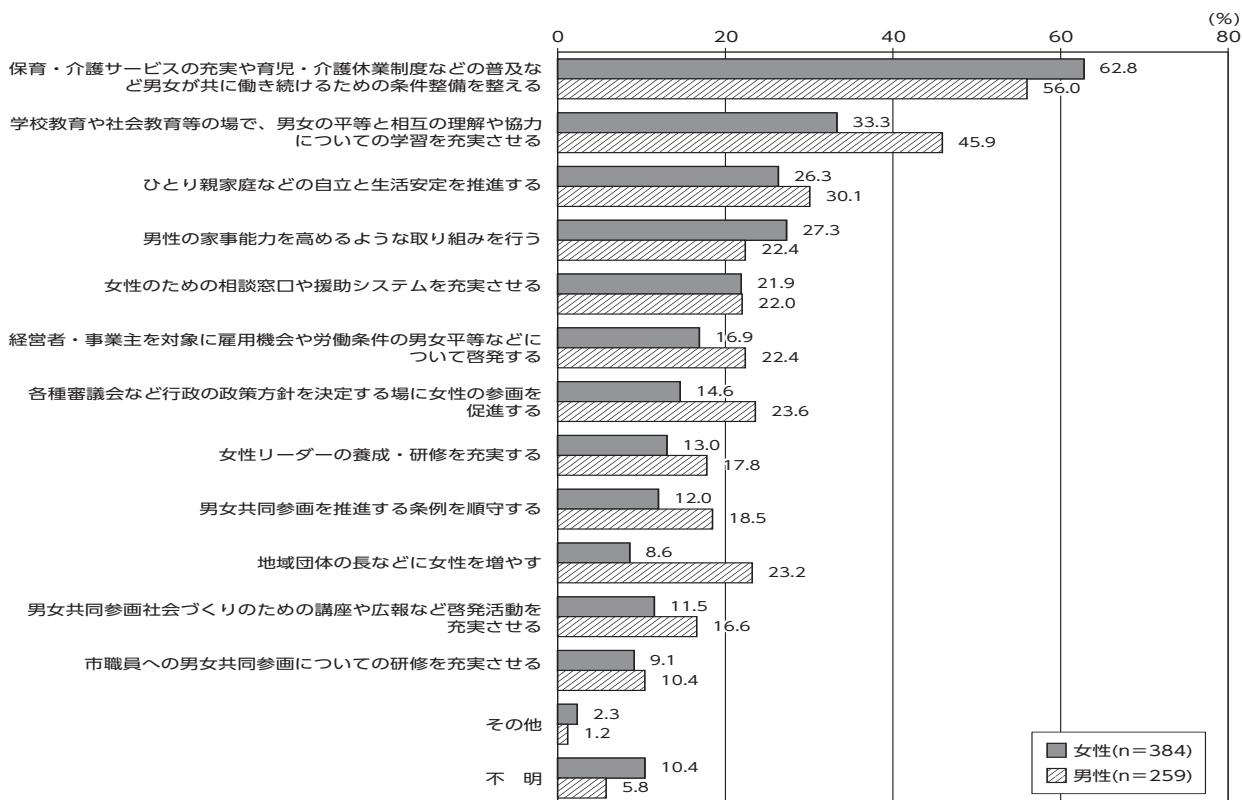
【現状と課題】

男女がともに充実した生活を送るために、職業生活と家庭生活や地域活動等のバランスを取ることができるよう、事業主への啓発やさらなる取り組みを促すとともに、育児・介護休業法など支援制度の導入・定着、労働時間の短縮などの環境づくりが大切です。

市民意識調査の中で、男女共同参画社会の実現には、何が一番必要かという問い合わせに対し、男性も女性も6割前後で圧倒的に多かったのは、「保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える」という意見であり、また、「ひとり親家庭などの自立と生活安定を推進する」や「男性の家事能力を高めるような取り組みを行う」も20%強の方が望んでいました。（図表7）

男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と家庭・仕事と育児・仕事と介護など、職業生活と社会生活及び家庭生活を両立できるような環境を整備し、充実したワーク・ライフ・バランスの充実支援を促していくことが大切です。

【図表7】嬉野市が力を入れるべきこと



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

基本目標Ⅱ 男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり

①多様な働き方の普及・推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
育児休業・介護休業制度の周知と活用の促進	働く男女が安心して育児、介護を行うことができるよう育児休業、介護休業制度の普及・啓発に努める。また国や県と連携し男性も取得しやすい職場環境づくりを促進する。	市民協働推進課 うれしの温泉観光課	B
女性の再就職支援	就労に必要な資格や技能の取得などの職業能力開発や就職支援を推進するため、佐賀県をはじめとする関係機関や関係団体等の主催する働きたい女性のための再就職準備セミナー等について市民に周知・啓発し、女性の再就職を支援する。	うれしの温泉観光課	A
ライフスタイルに応じた多様な働き方に関する広報と情報提供	就労意欲を持つ女性が自分にあった働き方を選択できるように短時間勤務や在宅勤務等、ライフスタイルやライフサイクルに応じた多様な働き方の情報を収集し提供する。	市民協働推進課	A

②仕事と家庭生活のサポート体制の充実

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
子育て相談の充実	核家族化や人間関係の希薄化による、子育て家庭の孤立化や子育ての不安・負担感の解消を図るため、子育てに関する相談窓口の充実を図る。	子育て支援課	A
ファミリー・サポート・センターの充実	「子育ての応援をして欲しい人」と「子育ての応援をしたい人」が会員となり、会員同士が地域において子育てを助け合う相互扶助を実施し、仕事と育児の両立を支援する。また、「子育ての応援をしたい人」に対し、養成講座、研修を実施し、サービスの充実を図る。	子育て支援課	B
多様な子育て支援サービスの提供	仕事をしながら子育てをしている親が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるように子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもを産み育てやすい環境整備を図る。 一時預かり事業・放課後児童クラブ・延長保育・子育て短期支援事業・障がい児保育・病児保育事業	子育て支援課	B
介護保険制度の周知及び 介護サービスの利用促進	要介護者を抱える家庭を支援するため介護保険制度の周知に努め、仕事と家庭の両立を支援する。 また、65歳以上の高齢者や要介護認定者の日常生活の利便を図り、介護者の負担を軽減させるための各種サービスの利用を促進する。	福祉課	A
地域包括支援センター ¹⁶⁾ における相談機能の充実	働く人が仕事と家庭の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう地域包括支援センターにおける総合相談窓口を充実する。 また相談内容に応じて、関係機関等の支援や制度が利用できるよう援助する。	福祉課	A

16) 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、高齢者およびその家族からの相談の受付や、地域住民の心身の健康の保持と生活安定のために必要な援助を包括的に支援する地域の中心的な機関。

重点目標③ 職場や地域活動における女性の活躍促進

【現状と課題】

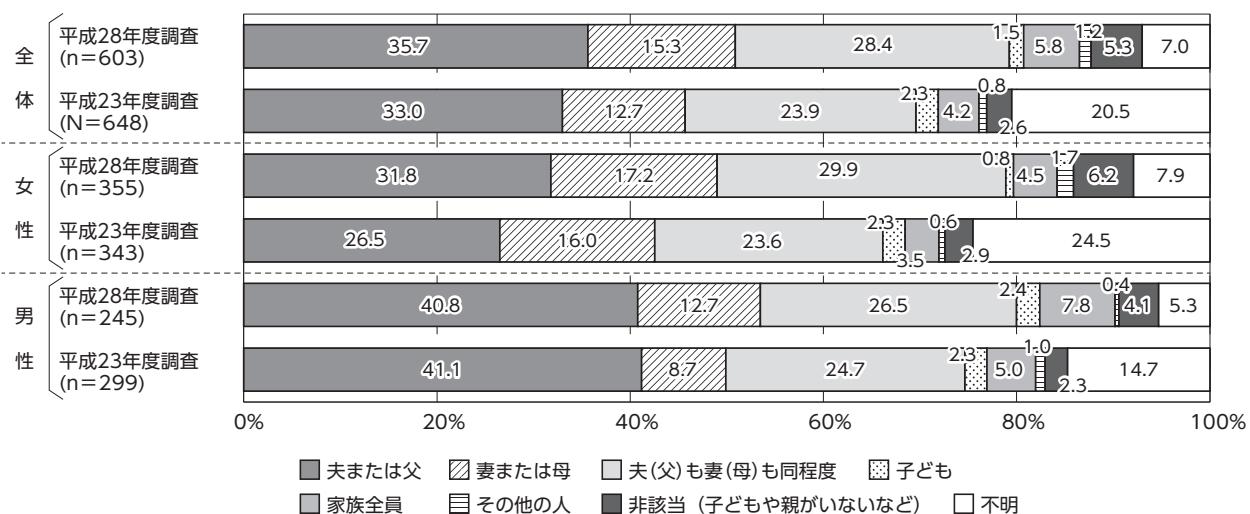
豊かな自然環境に恵まれた本市では、地域ごとの伝統行事も数多く残り継承されています。したがって、地域社会に理解と関心を持ち積極的に参加し、女性が生き生きと活躍する場を広げていく中で、地域での意思決定の場、方針決定の場に男女が対等に参画する機会を確保することが大切です。

しかし、市民意識調査での「地域における活動（町内会・区役など）」における参加状況においては、「夫または父」が35.7%、「夫（父）も妻（母）も同程度」が28.4%、「妻または母」が15.3%の順になっています。（図表8）

年齢的には、40代以上になると「夫や父」の参加が高くなっています。嬉野市での地域活動への参加率は、女性よりも男性の方が高い傾向があります。この数字からも地域での活動の中心的な役割を担っているのはほとんどが男性です。このことから、地域における活動が男性の役割と考えられており、女性の参画が少ないとことに対して特に疑問を持っていない傾向が見受けられます。（図表9）

なお、市内全域に設立した小学校区を範囲とする新たな住民組織「地域コミュニティ運営協議会」が取り組む各種地域活動においても、男女が共に参画しそれぞれの視点で意見を取り入れながら地域の活性化を図っており、地域コミュニティにおいても男女共同参画について学習し、各々が男女共同参画を意識しながら市民としての役割を担っていくことが大切です。

【図表8】家庭生活の分担について〈地域における活動（町内会・区役など）〉



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

【図表9】家庭生活の分担について(地域における活動(性・年代別))

単位: %

	サンプル数	⑨地域における活動(町内会・区役など)							
		夫または父	妻または母	同夫程度(父)も妻(母)も	子ども	家族全員	その他の人	親非が該当ない子などもや	不明
全 体	603	35.7	15.3	28.4	1.5	5.8	1.2	5.3	7.0
女性 計	355	31.8	17.2	29.9	0.8	4.5	1.7	6.2	7.9
20歳代	43	23.3	20.9	30.2	-	4.7	4.7	11.6	4.7
30歳代	69	33.3	20.3	27.5	-	2.9	1.4	8.7	5.8
40歳代	90	24.4	21.1	35.6	-	6.7	1.1	7.8	3.3
50歳代	80	30.0	13.8	36.3	-	3.8	2.5	3.8	10.0
60歳代	44	52.3	11.4	11.4	2.3	4.5	-	2.3	15.9
70歳代	26	30.8	11.5	30.8	7.7	3.8	-	-	15.4
男性 計	245	40.8	12.7	26.5	2.4	7.8	0.4	4.1	5.3
20歳代	30	23.3	16.7	36.7	-	10.0	3.3	10.0	-
30歳代	33	39.4	18.2	30.3	-	9.1	-	-	3.0
40歳代	27	44.4	14.8	22.2	-	11.1	-	7.4	-
50歳代	61	44.3	14.8	27.9	-	11.5	-	-	1.6
60歳代	49	49.0	8.2	26.5	-	6.1	-	-	10.2
70歳代	44	36.4	6.8	18.2	13.6	-	-	11.4	13.6
不 明	3	66.7	-	-	-	-	-	-	33.3

資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

①地域の女性リーダーの育成

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
女性リーダーの養成	国や県等が実施する女性リーダー養成講座への参加を促すことにより、男女共同参画に対する意識の向上を目指し、女性の地域リーダーの発掘、養成に努める。	市民協働推進課	B
地域リーダー育成講座の推進	地域で活躍する地域リーダーを育成するための研修等を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	市民協働推進課	B
防災分野における女性の参画の拡大 (基本目標Ⅲ-④-②再掲)	防災において女性の視点が活かされるよう、防災に関する施策方針決定の場への女性の参画を促進する。	総務課	B

②女性のエンパワーメント¹⁷⁾促進

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
働く女性の能力向上、キャリアアップ支援	女性がさまざまな分野で活躍できるよう関係機関と連携し、職業能力を高めるための学習機会や職域拡大を図るための情報を提供する。	市民協働推進課	B
起業する女性への支援	国・県と連携しながら、起業を目指す女性を対象としたセミナーや交流会等の各種情報の提供や相談体制の充実を図る。	うれしの温泉観光課	C
女性団体等への支援	女性団体等の活動に対し、あらゆる情報を提供すると共に、団体を支援していく。	市民協働推進課	A
地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	よりよい地域関係を築くため、コミュニティ活動へ積極的に女性の参画を促進し、男女が共に地域コミュニティで活躍する地域づくりを推進する。	市民協働推進課	A

17) エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

重点目標④

農業・商工業・観光分野における男女共同参画の促進

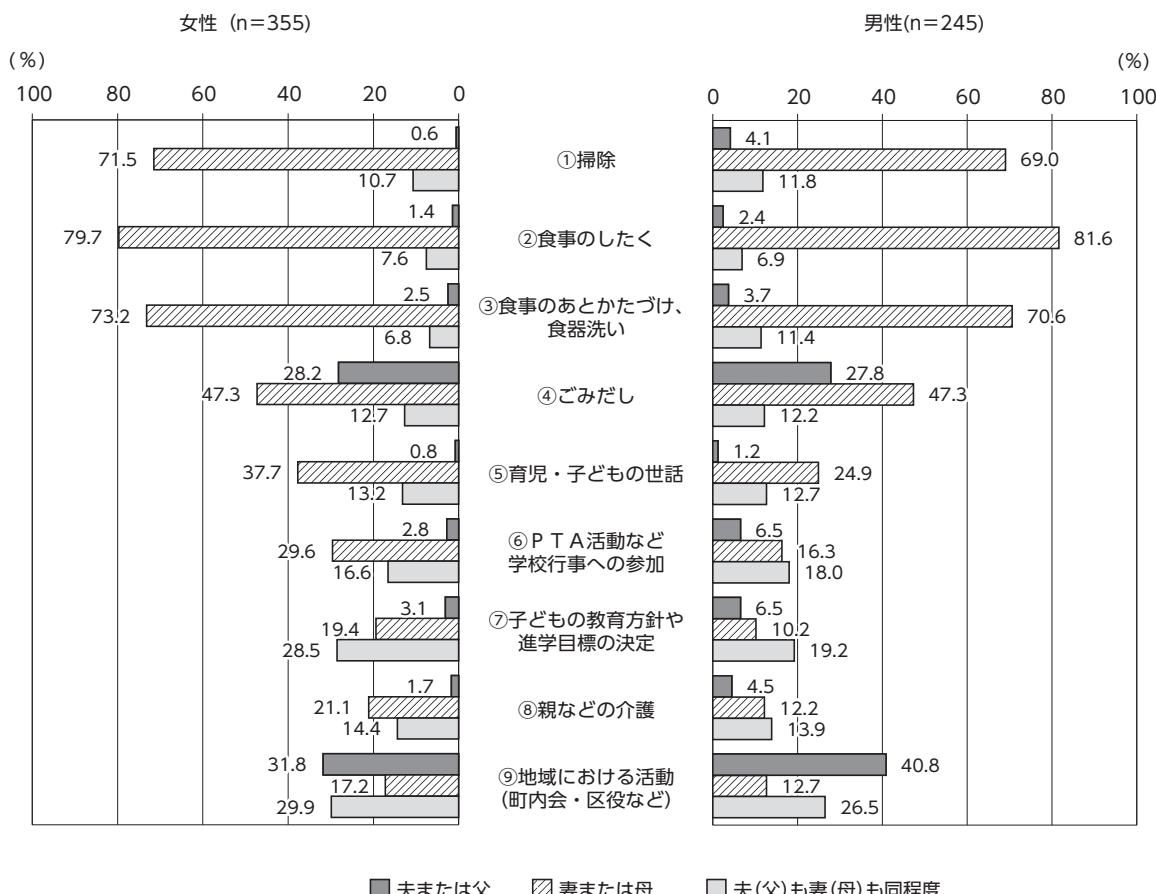
【現状と課題】

嬉野市は、農業と観光・商工業が基幹産業であり、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を担っています。その一方で、家事との両立による長時間労働や適正に報酬として換算されていないケースも見受けられます。家族経営的な分野において、女性が仕事にやりがいを得るためにも方針決定の場へ、女性の参画を積極的に推進していく必要があります。

市民意識調査や中学生の意識調査からも「掃除」、「食事のしたく」、「食事のあとかたづけ・食器洗い」など家事全般は特に女性の負担が大きいことが伺えます。(図表10)

女性の家庭内労働が当たり前の役割ではなく適正に評価されるよう、労働環境整備の促進に努め女性が新しい視点をもって、自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対する支援が大切です。

【図表 10】家庭生活の分担について



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

①自営業における男女共同参画の促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
農業従事者への男女共同参画の意識啓発	農業に携わる女性の労働や生活環境の改善が図られるよう、男女共同参画社会への理解を深めるため研修等の情報提供を行う。	農林課	C
商工業・観光分野における従事者への男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会への理解を深めるための学習会、研修会等の情報を提供し、女性が参画しやすい環境整備と意識づくりを推進する。	うれしの温泉観光課	C
経営グループの支援	農業に従事している女性による農産加工・販売グループの活動を支援する。	農林課	A
家族経営協定 ¹⁸⁾ の推進	家族一人ひとりが農業経営に積極的に参画し希望をもって農業に取り組めるよう、家族経営協定についての啓発活動を推進するとともに、女性の経済的な地位の向上や労働条件の明確化を図る。	農業委員会	B

②女性の職域拡大と積極的な登用促進の啓発

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進	事業所に対し、男女間の格差を解消するポジティブ・アクション ¹⁹⁾ （積極的改善措置）の導入促進に向けた啓発および学習会、研修会等の情報提供を行う。	うれしの温泉観光課	C
農業関係団体役員などへの女性の登用促進	農業に従事する一員として女性が能力を十分に発揮できるよう農業関連団体、組織などにおける意思決定過程への女性の登用促進を働きかける。	農林課	B
農業委員への女性参画促進	男女が共に経営や地域の方針決定の場へ参画できるよう、男女共同参画のための研修会などを開催し、女性の参画促進を啓発する。	農業委員会	B

18) 家族経営協定

家族経営が中心となっている農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、性別に関わらず意欲を持って取り組めるようにするために、経営目標、収益分配（労働報酬）、役割分担、就農条件、一般生活等のルールを文章にして取り決めたもの。

19) ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

重点目標⑤

政策方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

男女を問わず、政策・方針決定の場や事業所等における方針決定の場に対等に参画する機会を確保することが重要ですが、実態はあまり進んでおらず、嬉野市においても様々な分野において男女に格差があります。このような中、平成27年8月に「女性活躍推進法」が制定され、嬉野市においても「嬉野市特定事業主行動計画・嬉野市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」を平成28年3月に策定し、一歩進めた形での女性のエンパワーメントの支援を図るよう計画されました。市の審議会等への女性の登用率は平成29年4月1日で30.8%にとどまり、目標値の40%を満たしていない状況です。2021年度までにはさらなる女性の積極的登用が必要です。

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各種審議会等の構成の見直しと各種審議会等委員への女性の登用が今後は更に不可欠となります。

①公的審議会等への女性委員の登用促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
市の各種審議会等の女性委員の登用促進	女性のいない審議会を解消するとともに、委員改選時に見直しの徹底を図り、市の審議会などへの女性の参画率を促進する。	関係各課	A
委員の公募制の導入	公募制により、目的意識の高い人材を確保し、市の審議会などへの女性の参加率を拡充するために、積極的に女性の登用を促進する。	関係各課	A

②女性人材情報の収集・提供とネットワーク化

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
女性人材情報の収集・提供	個人情報の保護に配慮しながら、女性の人材や女性団体の情報収集・提供を行い、人材リストの活用に努める。	市民協働推進課	C
女性活躍のためのネットワーク支援	参画意欲のある女性や女性団体のネットワークづくりを支援し、情報交換の場を提供する。	市民協働推進課	C

基本目標Ⅲ 男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり

【基本的な考え方】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、個人の個性と能力を発揮するためには、心身ともに健康であることが大切です。また、いかなる場合においても、差別されることなく、ひとりの人間として人権を尊重され、また、地域においても社会の一員として認められ、あらゆる機会の平等が保障されなければなりません。

生涯にわたって心と身体の健康を保つことは、健全な家族生活や夫婦生活を営む上で欠かせないことです。また、誰もが住みなれた地域で、自立した日常生活を営み、様々な社会活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の普及・啓発に努めることが大切です。

男女共同参画社会を確立する上で「健康・福祉」は重大な問題でありながら、これまで見過ごされたり、軽視されてきました。これらの問題について、重点的に取り組んでいく必要があります。

重点目標①

生涯を通じての健康支援

【現状と課題】

生涯を通じて豊かな人生を送るために、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、十分理解し合い、尊重し合うことが重要です。

女性は、妊娠や出産など、男性と異なる身体上（健康上）の問題に直面することがあります。男性は、さまざまな問題を抱えていても誰かに相談することに対する抵抗感が強く、悩みが深刻化する傾向がみられます。

健康づくりにおいては、自己の健康を適切に管理・改善していくために各種検診受診の必要性の周知を促進するとともに、健康づくりのための講座や相談、スポーツなどによる健康・生きがいづくりへの取り組みが不可欠です。

女性の健康については、母性保護について意識啓発の推進や妊娠、出産、育児期における保健指導や検診の充実など、様々な女性の特性を社会全体で支える必要があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²⁰⁾の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など総合的な取り組みが求められています。

20) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。1994年（平成6年）のカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方。

リプロダクティブ・ヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人も持つかを決める自由をもつことを意味する。

リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利であり、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。

このような社会環境をふまえ、性別や年齢を問わず学校教育や生涯学習などの場を通し、生命尊重・人権尊重の視点から、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識を育てていくことが必要となってきています。

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の啓発と健康支援

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
思春期保健福祉体験学習事業	中学3年生男女を対象に乳児と触れ合う機会を設け、生命の尊厳や性に関する正しい知識と理解を深め、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認識を高める学習を行い、アンケートを実施する。	学校教育課 健康づくり課	A
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓蒙	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を浸透させるために、母性保護に向けた啓発を推進する。	市民協働推進課 健康づくり課 文化・スポーツ振興課	C
性と人権の尊重に関する認識の浸透	妊娠・出産という母性の重要性の認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付や各種健診時の保健指導・相談時に母性保護に向けた趣旨啓発に取り組む。	健康づくり課	A
不妊治療への支援	不妊に悩む夫婦の精神的不安や経済的負担の軽減を図るとともに、男性も女性もお互いを尊重し合いながら治療に取り組みやすいような意識づくりに努める。	健康づくり課	A
性感染症予防の啓発・啓蒙	男女双方の人権を尊重し、安全な性の啓発・啓蒙を行う。また、若い世代に対しては、学校教育との関連のもと、教室や相談の場を開設する。	健康づくり課 学校教育課	A

②男女の健康づくりの推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
健康づくり健診	男女の生活習慣病の早期発見・予防を目的として、18歳から39歳を対象に健診を実施する。また、健診結果に基づき必要な生活改善指導や治療に結びつける。	健康づくり課	A
総合がん検診	男女の生涯にわたる健康を維持するため、がんの早期発見・早期治療を目的として検診への受診率向上を図る。また、がん予防意識を高めていく。	健康づくり課	A
栄養教室の開催および食生活改善地区組織活動の育成	食生活改善の実践活動を行う食生活改善推進員を養成するために栄養教室を開催する。食のボランティア組織である食生活改善推進協議会の育成を図ることにより、協議会が実施している親子の料理教室や食生活改善普及講習会、愛の一皿運動などの地区組織活動を市民の健康づくりに繋げる	健康づくり課	A
はつらつ料理教室の開催	高齢者の生活機能の充実を図り、調理実習や健康講話をを行うことにより、男女が栄養バランスのとれた食生活の実践へと繋げるために教室を開催する。低栄養の改善により転倒・骨折などを防止し、また参加者との交流により、閉じこもりの防止や、高齢者が健康で明るく自立した生活が送れるようにする。	健康づくり課	A
介護予防事業	男女の高齢者がともに健康で過ごせるように、介護予防意識を啓蒙し、また介護予防プランを作成して支援策を実施する。	福祉課	A

③健康づくりのためのスポーツ活動の促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
総合型地域スポーツクラブ育成事業	地域において男女を問わず子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことのできる地域スポーツクラブの育成を行い、市民交流や地域社会の活性化を図る。	文化・スポーツ振興課	A
各種スポーツ教室の開設・スポーツ大会の開催	男女の健康保持・増進や体力の向上、心身の育成を図るために気軽にスポーツ、レクリエーションに参加し楽しめる環境づくりに努める。	文化・スポーツ振興課	A
生涯スポーツの振興	女性が参加しやすい環境を整え、市民の誰もが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。	文化・スポーツ振興課	A

重点目標② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

嬉野市においても、高齢化が急速に進んでおり、高齢者（65歳以上）の人口が占める比率である高齢化率は31.59%（平成29年3月末現在）で前回よりも増加しており、高齢者に関する施策がより重要な課題となっています。

住み慣れた地域や家族の中で人権を尊重され安心して暮らしていくように、障がい者の能力や適正に応じた自立した日常生活・社会生活を営むことができる障がい福祉の展開が求められています。

また、障がい者数は増加傾向にあり、障がい者の高齢化、障がいの重度・重複化が進んでいる上に高齢者世帯の増加や介護者の老齢化に伴う家庭内での女性の過重な負担などが問題となっています。さらにSNSや詐欺等の被害にあう高齢者等が増えている社会情勢において、高齢者や心身に障がいのある人が安心して生活することができるよう、生活基盤の整備・就労・社会参加の促進が重要で、地域のみんなで支え合う高齢者福祉や障がい福祉の充実が必要です。

①市民と連携した地域福祉の充実

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
民生委員・児童委員の活動の充実	すべての市民が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、地域における見守りを行ってもらいつつ、問題、課題についての共通認識や情報の共有ができるよう行政と民生委員・児童委員との相互のネットワーク強化に努める。	福祉課	A
愛の一聲運動推進活動	見守りが必要な住宅の一人暮らし高齢者を地域住民が福祉連絡員として定期的に訪問することで、高齢者の孤独感の解消や日常生活の安全確保を図る。	福祉課	A
高齢者の地域における支え合い体制づくり	生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の居場所づくり、移動支援、ボランティアの育成等を推進する。	福祉課	A
ユニバーサルデザイン ²¹⁾ によるまちづくりの推進	住み慣れた地域で安全・快適に暮らせるよう年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが利用し易い空間の整備やサービスの提供を行う仕組みづくりにを推進する。	市民協働推進課	A
外国人が訪れやすいまちづくりの推進	観光で訪れる外国人が自由に行動できるよう外国人向け観光ボランティアの募集及び養成、指差し掲示板の設置など、バリアフリー・ツアーセンターが取り組んでいる活動を支援し、外国人が訪れるやすい環境整備を推進する。	市民協働推進課	B

21) ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害の有無・国籍・言語などにかかわらず、すべての人が等しく快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

②高齢者の孤立防止と活動支援（高齢者の在宅支援サービス）

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
生活管理指導員派遣事業	社会に適応が困難な高齢者や基本的生活習慣が欠如した高齢者を対象に、生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導や援助を行って在宅生活の支援を図る。	福祉課	A
生活管理指導短期宿泊事業	一時的に養護老人ホームに宿泊を行い、生活習慣を指導して体調調整を行い、高齢者の在宅生活を支援する。	福祉課	A
生きがい活動支援事業	家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の生きがいデイサービスを実施し、介護予防および在宅生活を支援する。	福祉課	A
老人福祉センター運営事業	地域の高齢者に対し、健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーションなど各種サービスの利用促進を図ることにより高齢者の在宅生活を支援する。	福祉課	A
食の自立支援事業	自宅で調理することが困難な一人暮らし高齢者に栄養バランスの取れた食事を定期的に配食し、同時に安否確認を行い、高齢者の在宅生活を支援する。	福祉課	A
高齢者の学習の場の提供	豊かな教養を身につけ、高齢者一人ひとりが健康で明るく、生きがいをもった人生を送るために学習活動の場を提供する。	文化・スポーツ振興課	A

③高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
緊急通報システム事業	在宅の一人暮らし高齢者が、安心・安全に地域の中で生活を行うために、既存の電話機に緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害などの緊急事態への対応および孤独感の解消を図る。	福祉課	A
高齢者自動車運転免許証自主返納支援事業	運転免許証を返納した高齢者の交通手段を支援するためタクシー券の補助を行うとともに、運転免許証の返納を促進し、高齢者の交通事故防止を図る。	福祉課	B
地域包括ケアシステムの推進	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し推進する。	福祉課	B
公営住宅のバリアフリー化の推進	生涯を通じて安定とゆとりある住生活を実現できるよう障がいのある人等に配慮したバリアフリー ²²⁾ 住宅の提供を行う。	建設・新幹線課	A

22) バリアフリー

高齢者や障がい者等が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁（バリア）をすべて除去すること。

④障がいのある人の生活安定と自立支援

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
重度心身障がい者医療費等助成事業	男女の重度心身障がいにかかる医療費の一部を助成することにより、障がい者の生活の安定と福祉の向上を図る。	福祉課	A
重度身体障がい者等福祉タクシー事業	タクシー料金の一部を助成することにより、重度障がい者等の移動手段の確保と社会参加の促進を図る。	福祉課	A
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに手話通訳などの方法により、意思疎通の円滑化を図り、障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉課	A
移動支援事業	屋外で移動が困難な障がい者などについて、外出支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す。	福祉課	A

⑤在宅介護への支援

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
家族介護交流事業	自宅で介護をしている家族間の交流を実施し、固定的役割分担意識を払拭し、介護者の負担軽減と介護情報の交換を行う。	福祉課	A
在宅高齢者紙オムツ支給事業	常時紙オムツが必要な高齢者に対して、紙オムツを支給することにより、療養生活の快適化とその家族の介護に係る身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援する。	福祉課	A

重点目標③

子育てに関する社会的支援体制の充実

【現状と課題】

少子・高齢化が進む中、離婚や未婚の母などによるシングルマザーの増加による多様な世帯構成や地域における人間関係の希薄化により、子育てに対する不安を持つ人が増加しています。特に、児童虐待は今や大きな社会問題となっており、児童虐待を未然に防ぐため、総合的支援体制を整備するとともに関係機関と連携を強化し、相談体制の充実を図る必要があります。

また、母子家庭及び父子家庭は養育を一人の大人が担っている場合が多く、生計の確保などさまざまな問題を抱えています。経済的にも精神的にも不安定な状態になりやすく、ひとり親家庭は、職業が非正規労働者も多い。そのため貧困世帯に陥りやすいため十分な教育環境を得られないという世代間の連鎖により再び貧困家庭となっていく可能性があります。

母子家庭、父子家庭の経済的自立や家事、子育ての援助などさまざまな問題が解消されるよう、ひとり親家庭に対する医療費の助成や生活の自立促進のための支援など、子育てがしやすい支援体制の充実が求められています。



①子育てに関する社会的支援の充実

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
育児支援のための家庭訪問 (養育支援訪問事業)	育児不安の解消及び児童虐待の防止を目的として、育児ヘルパーおよび看護師などを自宅へ派遣し、家事援助や育児相談などの支援を行う。	健康づくり課	A
乳幼児の医療費助成事業 小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業	子どもの健康保持および子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに小学生から高校生までの医療費について窓口での定額払い方式(現物給付)による助成を行い、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一層の推進を図る。	子育て支援課	A
児童手当	児童を養育している家庭へ手当を支給することにより、家庭における生活の安定を図り、児童の健全な育成に寄与する。	子育て支援課	A
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の育児不安についての相談や子育て中の親子に対する交流の場や子育てに関する情報の提供を実施することにより、子育てをしている家庭を支援する。	子育て支援課	A
障がいのある子を含むすべての子どもに対する教育の支援 (インクルーシブ教育システム ²³⁾ 推進事業)	早期からの就学相談・支援体制について、幼稚園や保育所等への訪問、情報交換の充実を図り、教育部局と連携しながら乳幼児期から青年期まで継続的な支援体制の充実を目指す。	子育て支援課	A
こどもセンターの整備	連動して子育てから教育まで相談できる、こどもセンターを整備し、相談のほか情報発信の場、地域との交流の場としての機能も持たせる。	子育て支援課	C

23) インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

②ひとり親家庭への支援体制の充実

具体的事業	事 業 の 概 要	担当課	時期
ひとり親家庭への相談・情報提供の充実	ひとり親家庭および寡婦が抱える子育て、生活、就業など様々な悩みごとの相談を母子・父子自立相談員が受け付け、問題解決の援助を行う。	子育て支援課	A
ひとり親家庭への生活支援	ひとり親家庭への経済面での支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	A
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の経済的自立に向けて、職業能力開発等により効果的な就労支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	A

重点目標④ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

【現状と課題】

平成23年3月に発生した「東日本大震災」、平成28年4月に発生した「熊本地震」、平成29年7月福岡県大分県両県にまたがる「九州北部豪雨」による被害を経て、防災対策の推進に関して女性の視点からの配慮等の必要性が強く認識されるようになってきました。災害時における避難所の運営をはじめ、防災に係る計画やマニュアルの策定など、あらゆる防災施策について男女のニーズの違いに配慮するとともに、男女の固有的な役割分担意識から男女どちらかに過度な負担が生じることがないよう日頃から男女共同参画社会の視点を共有することが重要です。

災害発生時ののみならず、平常時においても防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、多様性のある視点を取り入れた防災体制の整備を進めが必要です。

①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
地域防災計画、マニュアルの整備	災害対策を総合的に定めた地域防災計画について、男女共同参画の視点に立った見直しを継続的に行い、男女が互いに個性と能力を十分に發揮できる防災業務を遂行する。また、女性が災害で受ける影響に配慮した避難所の設置、運営に関するマニュアルの整備、運用に努める。	総務課	B
男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設置・運営	被災時の避難所等での生活に関し、女性、子ども、高齢者、障がい者等の視点を踏まえた避難所の設置、運営を行うとともに、女性のための相談窓口の設置を図る。	総務課	B
地域における防災対策の支援	男女共同参画の視点に立った防災対策が推進されるよう、自主防災組織、人材の育成および地域防災における機能強化を支援する。	総務課	B

②防災活動への女性の活躍促進

具体的事業	事 業 の 概 要	担当課	時期
女性消防団員の採用	地域に密着したきめ細かい活動による防災思想の啓発を行い、防災対策や防災現場で女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性消防団員の入団を促進する。	総務課	A
女性消防団員による安全で災害に強い地域づくり	地域防災活動に女性も積極的に参加することで、男女共同参画の啓発・促進を図る。また、女性消防団員による火災予防活動を重点的に実施し、防災活動等への参画を促進する。	総務課	A
防災分野における女性の参画の拡大 (基本目標Ⅱ-③-① 再掲)	防災において女性の視点が活かされるよう、防災に関する施策方針決定の場への女性の参画を促進する。	総務課	B

1

計画策定の趣旨

配偶者や交際相手等からの暴力（以下、「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけられるだけでなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

こうしたDVの多くは、家庭内において行われるため、外部の目に触れにくく潜在化し、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし被害が長期化、深刻化しやすいという特性があります。

またDVは、夫婦間の暴力であっても、両親のDVを見て生活する子どもにとっては、心に深い傷を残してしまう場合も多く、子どもの人格形成にも悪影響を及ぼします。DVが起こる背景には、性別による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の経済力の格差等の社会状況が考えられます。

このような状況から国においては、平成13年4月にDVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、長い間、家庭内の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が重大な人格侵害であると位置づけられ、被害者の救済や支援等について、具体的な体制整備が図られることとなりました。

平成16年6月の法改正では、暴力の定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）や保護命令制度の拡充（元配偶者への拡大、子どもへの接近禁止命令など）が図されました。

平成19年7月の法改正では、さらに保護命令制度を拡充（脅迫行為の追加、保護命令事項及び保護対象の拡大など）するとともに、市町村に対して基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、市町村の役割が強化されました。

また、佐賀県においては、平成14年4月に佐賀県婦人相談所及び佐賀県立男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、平成16年4月には、佐賀県DV総合対策センターを設置、平成26年3月には、「第3次佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定し、男女間のあらゆる暴力を許さない施策の推進に努められています。

これらの国・県の動向を踏まえ、嬉野市においても平成25年3月に「嬉野市DV被害者支援基本計画」を策定し、配偶者及びパートナーからの暴力の防止及び被害者への支援を推進するため、啓発活動や相談、安全確保から自立までの支援等に取り組んできました。

近年では、交際相手からの暴力（以下、「デートDV」という。）の被害も顕在化し、深刻な社会問題となっています。

このような状況を受け、平成25年7月の法改正では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）として、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても法の適用対象となりました。

さらに、平成29年6月には性犯罪を厳罰化する改正刑法が成立し、平成29年7月13日に施行されました。性犯罪に関する刑法の大幅改正は約110年ぶりで、主たる内容は、強姦罪が「強制性交等罪」へ名称変更、女性に限っていた被害者に男性が含まれたこと、法定刑の引き上げ、親などの監護者が立場を利用したわいせつな行為等の処罰規定の新設などです。

このような状況の中、「嬉野市DV被害者支援基本計画」の計画期間が平成30年3月に終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、被害者の実態に即したきめ細やかな支援と関係機関や団体等との連携をさらに強化するため、平成30年度から5年間を見据えた「第2次嬉野市DV被害者支援基本計画」を策定し、引き続きDV対策の充実、強化を目指します。

②

計画の性格と位置付け

- ①本計画は、「DV防止法第2条の3第3項」の規定に基づく基本計画です。
- ②本計画は、第3次男女共同参画行動計画のなかの「基本目標IV男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり」をDV防止法に基づく「第2次嬉野市DV被害者支援基本計画」として位置づけ、DV対策の基本方針と施策の方向を示すものです。
- ③本計画は、「DV防止法第2条の2第1項」に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。
- ④市民の方には、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

③

計画策定の視点

- ①DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識に立ちます。
- ②DVが行われている家庭の親族、特に子どもの被害について着目し対策に取り組みます。
- ③DVの被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ち、切れ目のない支援に取り組みます。
- ④DVに関する理解を深め、県や関係機関との連携強化を図ります。
- ⑤若年層において、デートDVや将来のDVを防止するために、相手を思いやり対等な関係を築くための教育を推進します。

④

計画期間

この計画の計画期間は、「第3次嬉野市男女共同参画行動計画」と同様に2018年度から2022年度までの5年間とします。

ただし、国の基本方針が改正された場合及び社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

5

DV 対策の現状

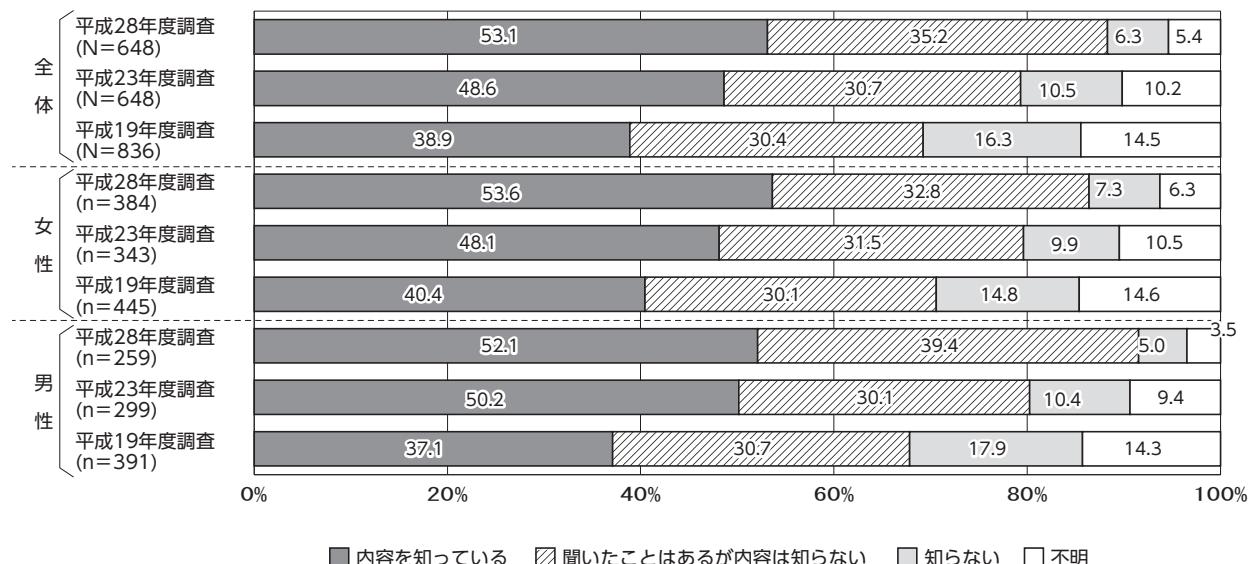
(1) DV 被害の実態

平成28年度に嬉野市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果によると、「DV 防止法」の認知状況は53.1%と約5割の人が認知しています。【図表11】暴力の経験について尋ねたところ、「夫婦や恋人からの暴力を受けた経験がある」と回答した割合は、精神的暴力（女性6.9%・男性1.0%）、身体的暴力（女性4.7%・男性0.7%）、性的暴力（女性7.2%・男性0.4%）、経済的暴力（女性3.8%・男性1.2%）のいずれの項目でも女性の方が高くなっています。なかには、「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」という回答もあり、激しい暴力があつていていることが憂慮されます。【図表12～25】

また、「暴力を受けた時どうしましたか」という質問に対して、「我慢した」が33.5%、「相談しようとは思わなかった」が9.2%となっています。【図表26】

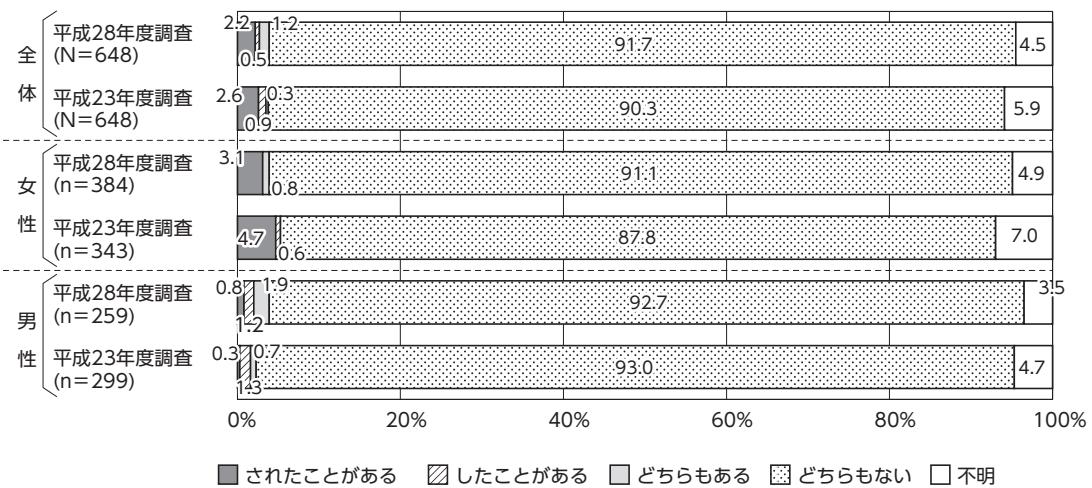
その理由をみると、「自分さえ我慢すれば良いと思った」が一番多く42.9%（女性42.6%・男性43.8%）、次いで「相談する程でないと思った」が37.1%（女性29.6%・男性62.5%）、「無駄だと思った」が34.3%（女性31.5%・男性43.8%）となっており、被害者が潜在化していることや、DVに関する理解が不十分であることがうかがえます。【図表27】

【図表11】DV 防止法の周知度

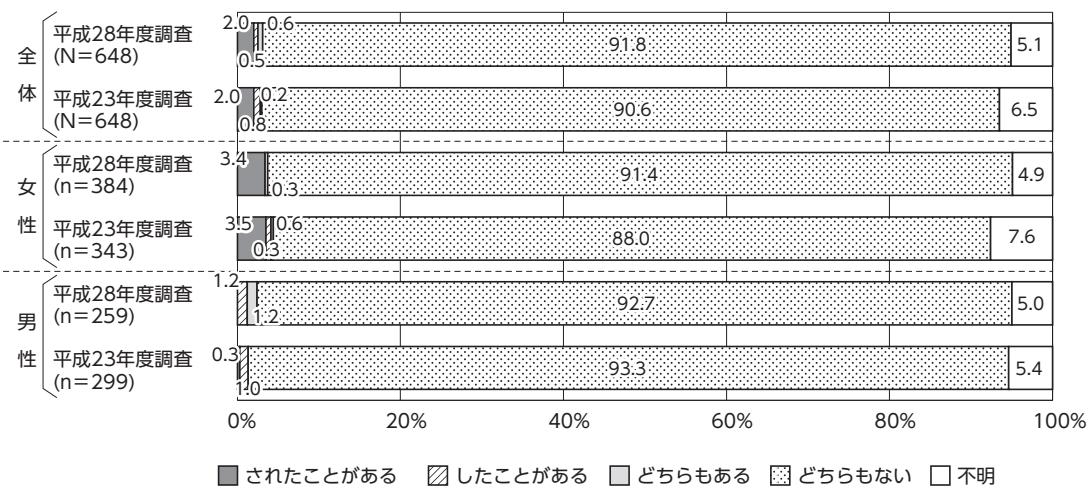


資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

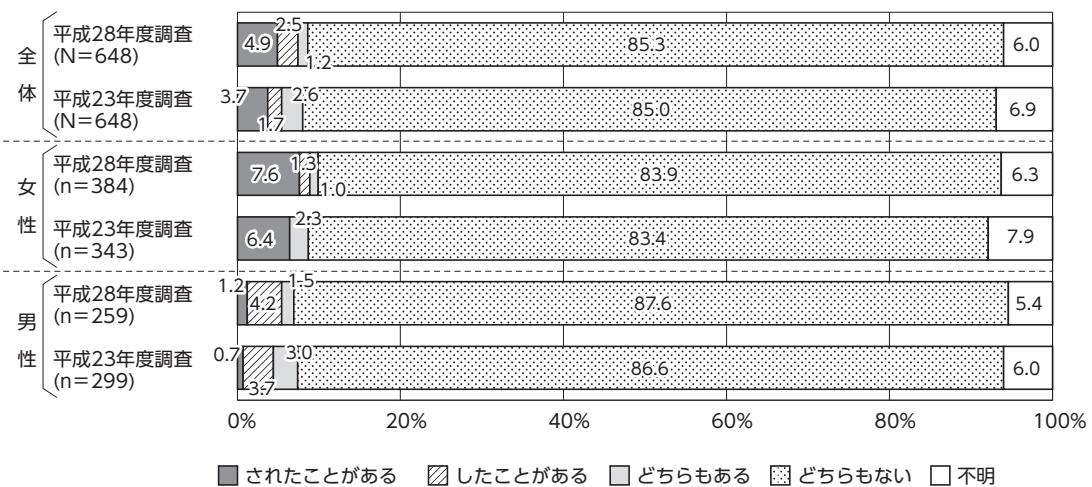
【図表 12】暴力の体験について ①命の危険を感じるほどの暴力



【図表 13】暴力の体験について② 医師の治療が必要となるほどの暴力



【図表 14】暴力の体験について ③医師の治療までは必要がない程度の暴力

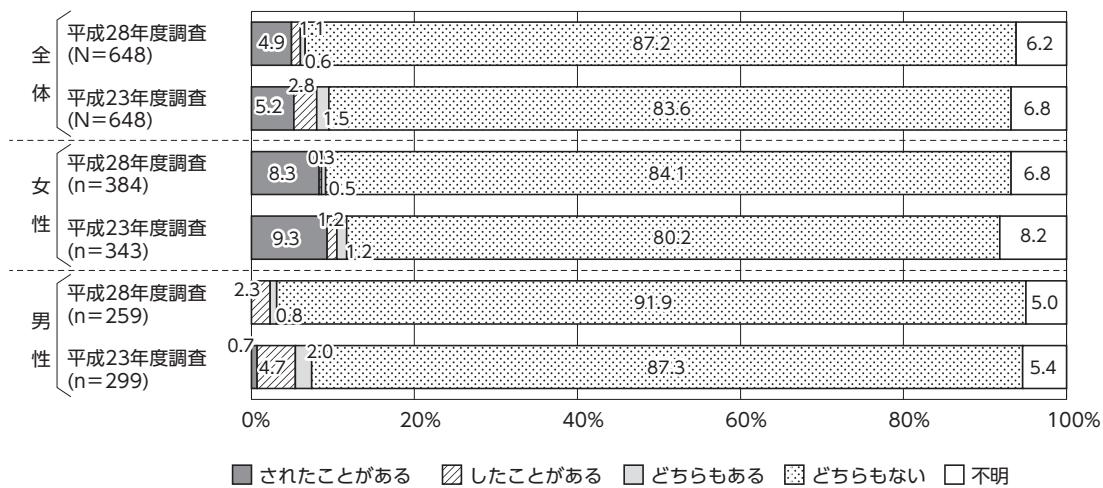


資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

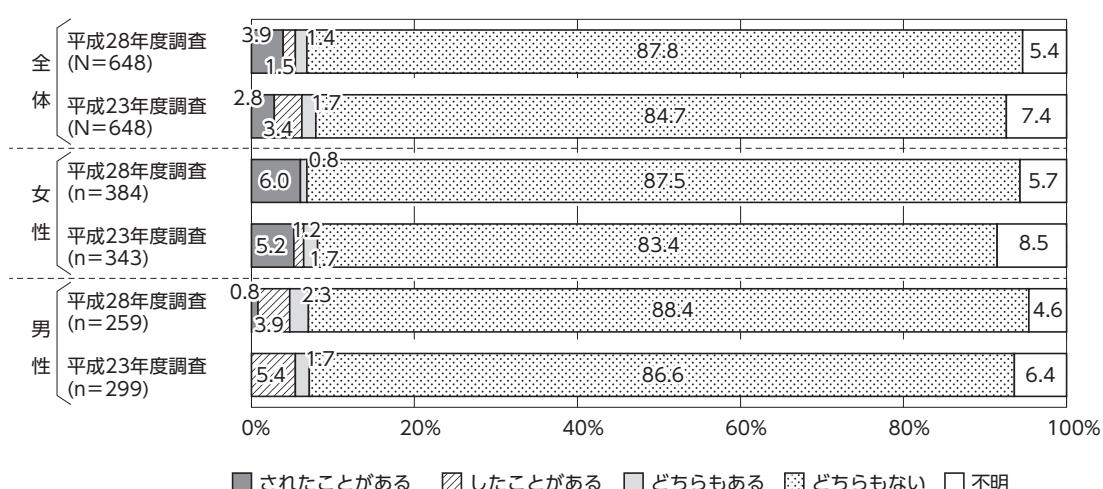
基本目標IV

男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり

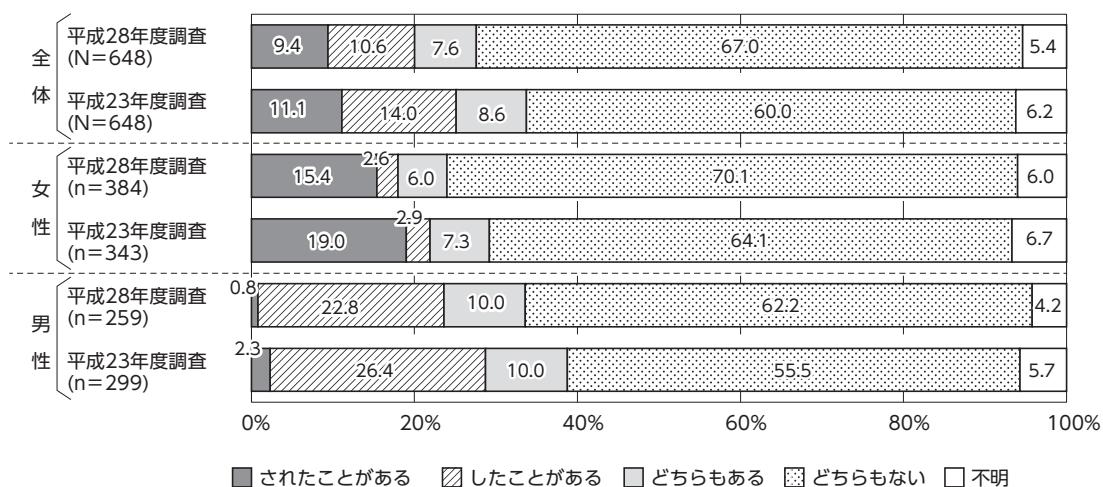
【図表15】暴力の体験について ④嫌がっているのに性的行為を強要する



【図表16】暴力の体験について ⑤避妊に協力しない

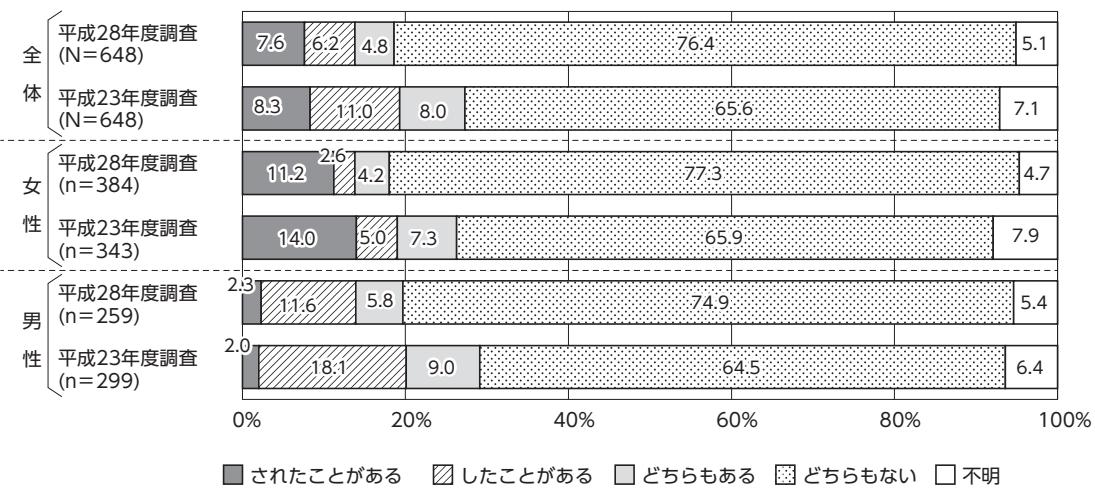


【図表17】暴力の体験について ⑥大声でどなる

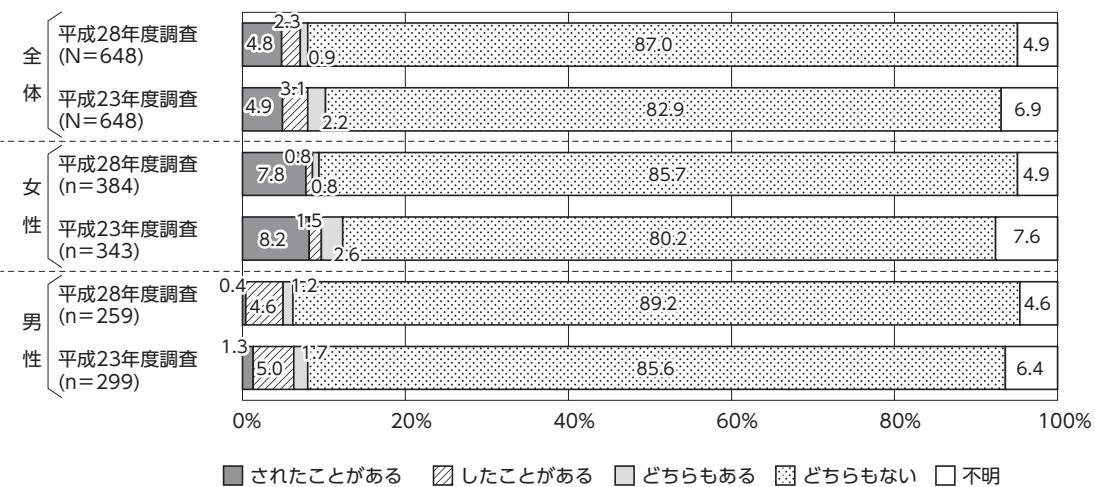


資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

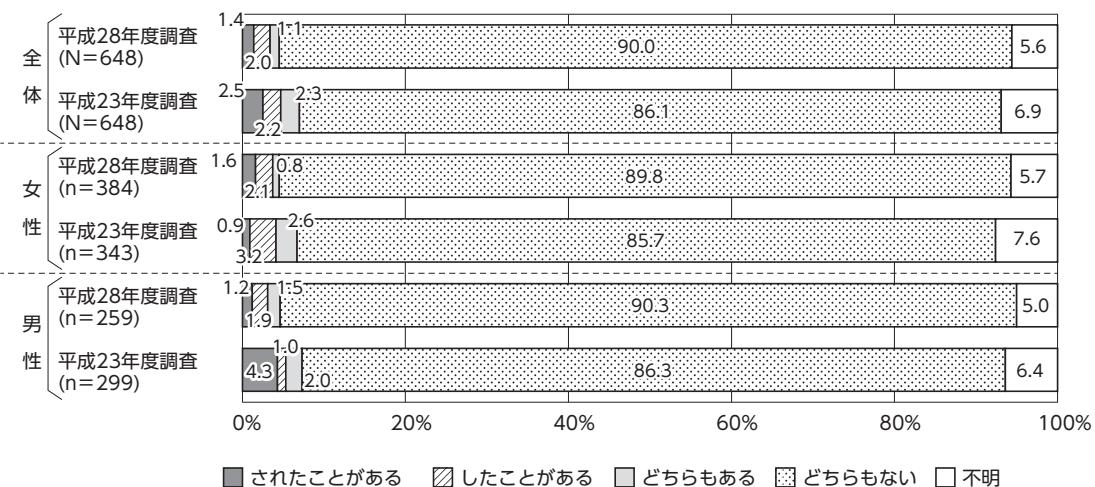
【図表18】暴力の体験について ⑦差別的な言い方をする



【図表19】暴力の体験について ⑧「誰のおかげで生活できるんだ」とか「死ね」などとののしる



【図表20】暴力の体験について ⑨「安月給」や「甲斐性なし」などとののしる

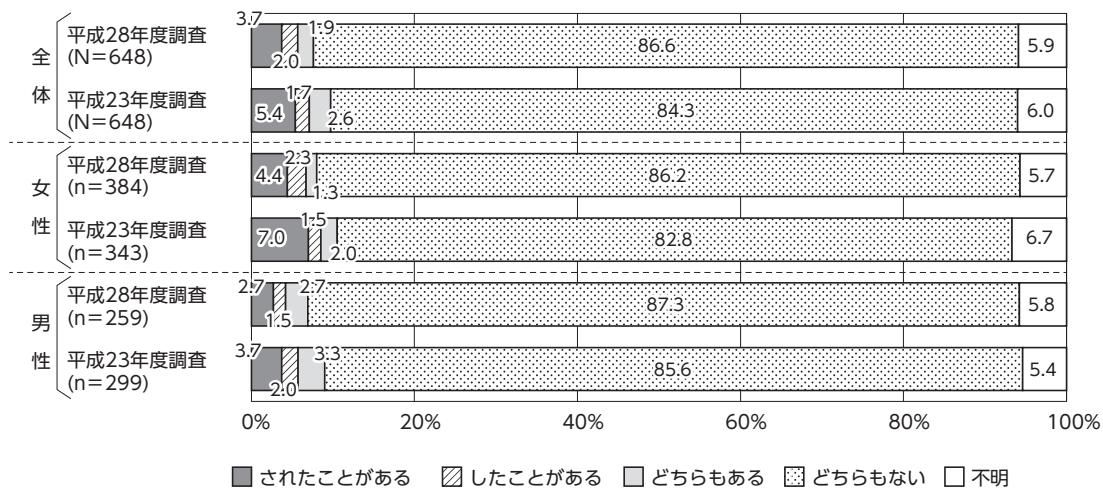


資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

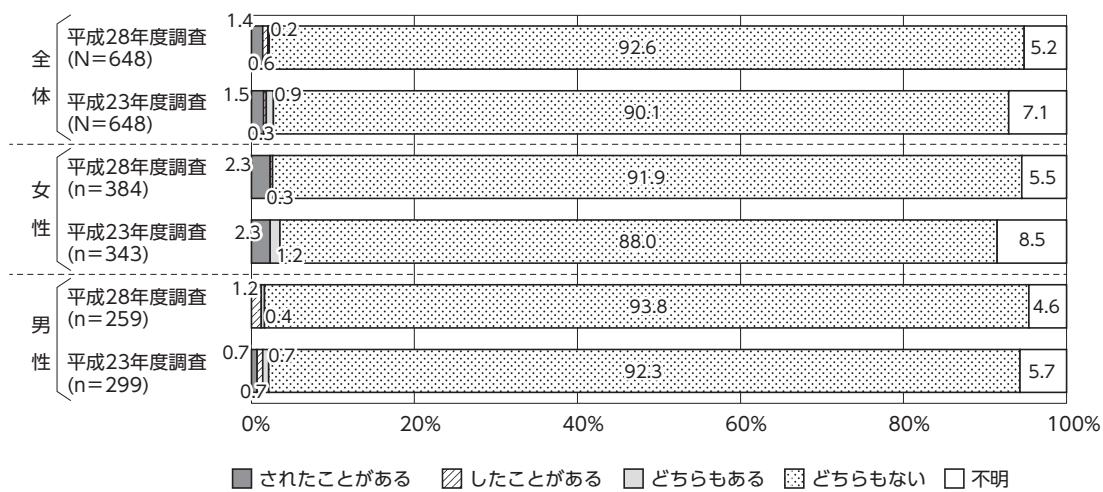
基本目標IV

男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり

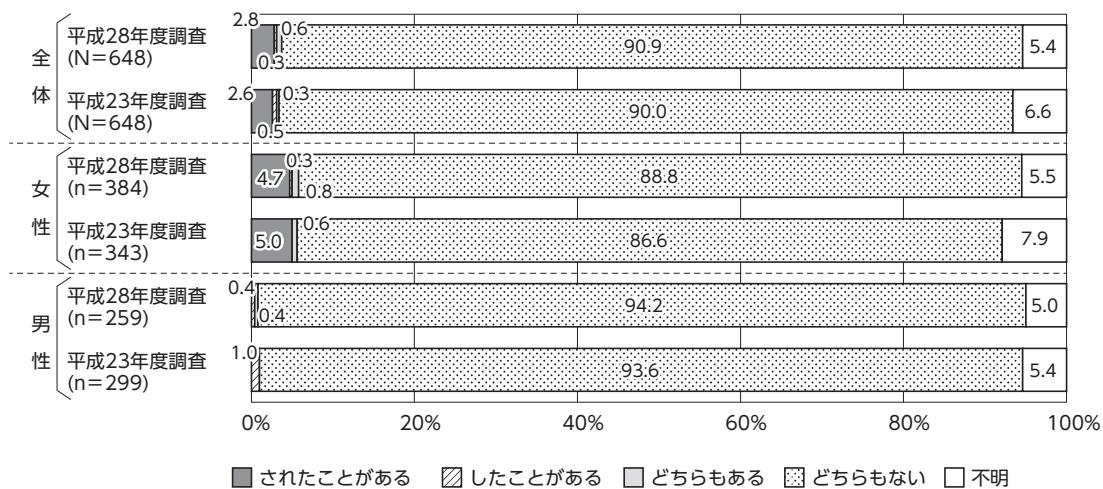
【図表21】暴力の体験について ⑩交友関係や携帯電話、郵便物、お金の使い道などを細かく監視する



【図表22】暴力の体験について ⑪社会活動や就職などを許さない

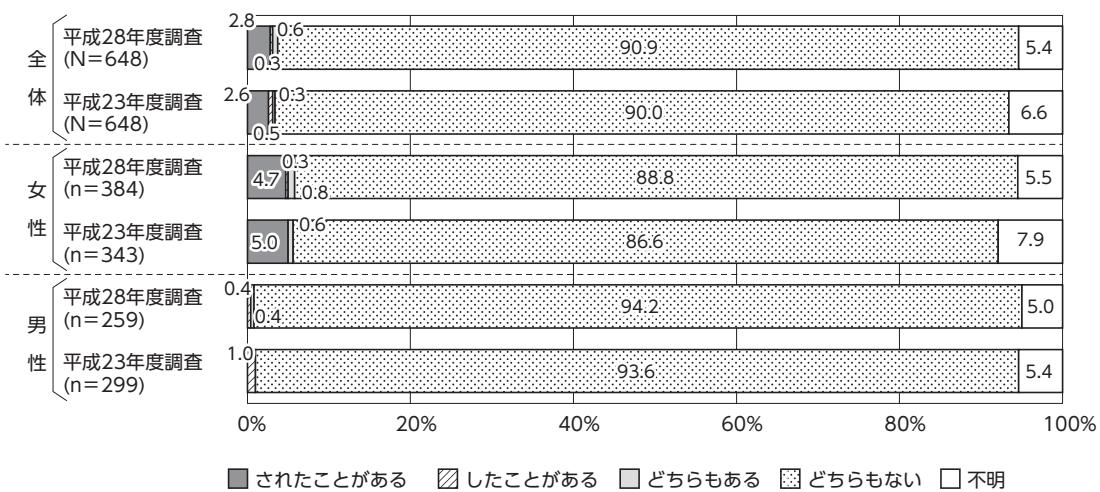


【図表23】暴力の体験について ⑫生活費などを渡さないなど、経済的に押さえつける

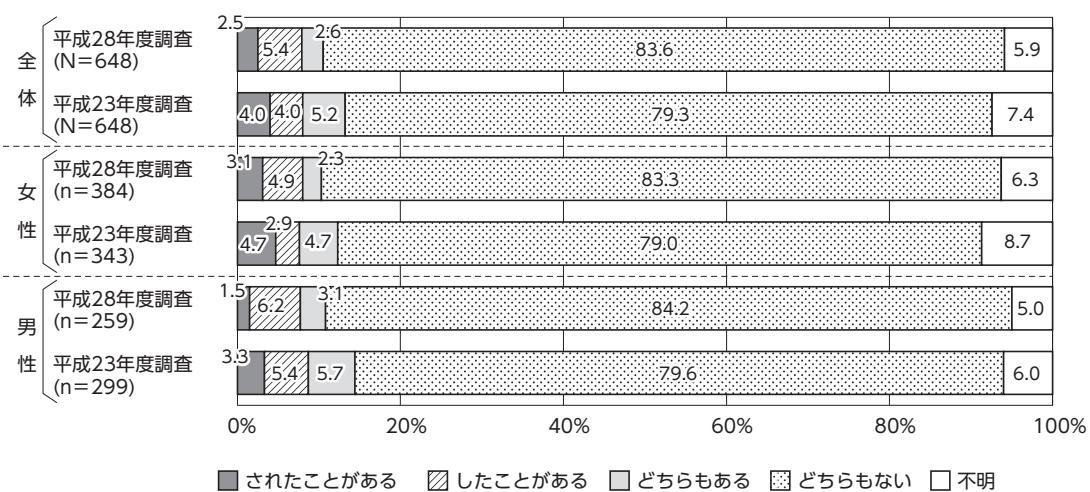


資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

【図表24】暴力の体験について ⑬自由に使えるお金を渡さない

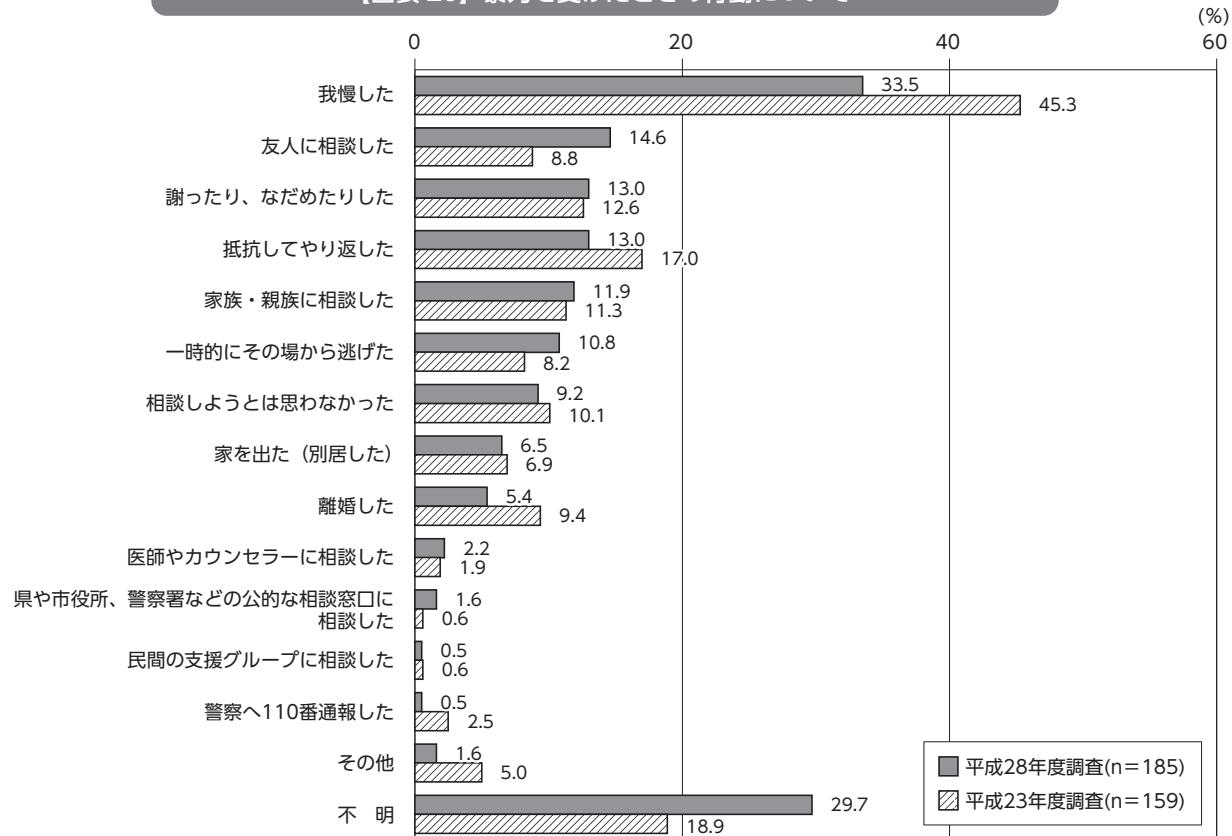


【図表25】暴力の体験について ⑭何を言っても、長時間無視しつづける



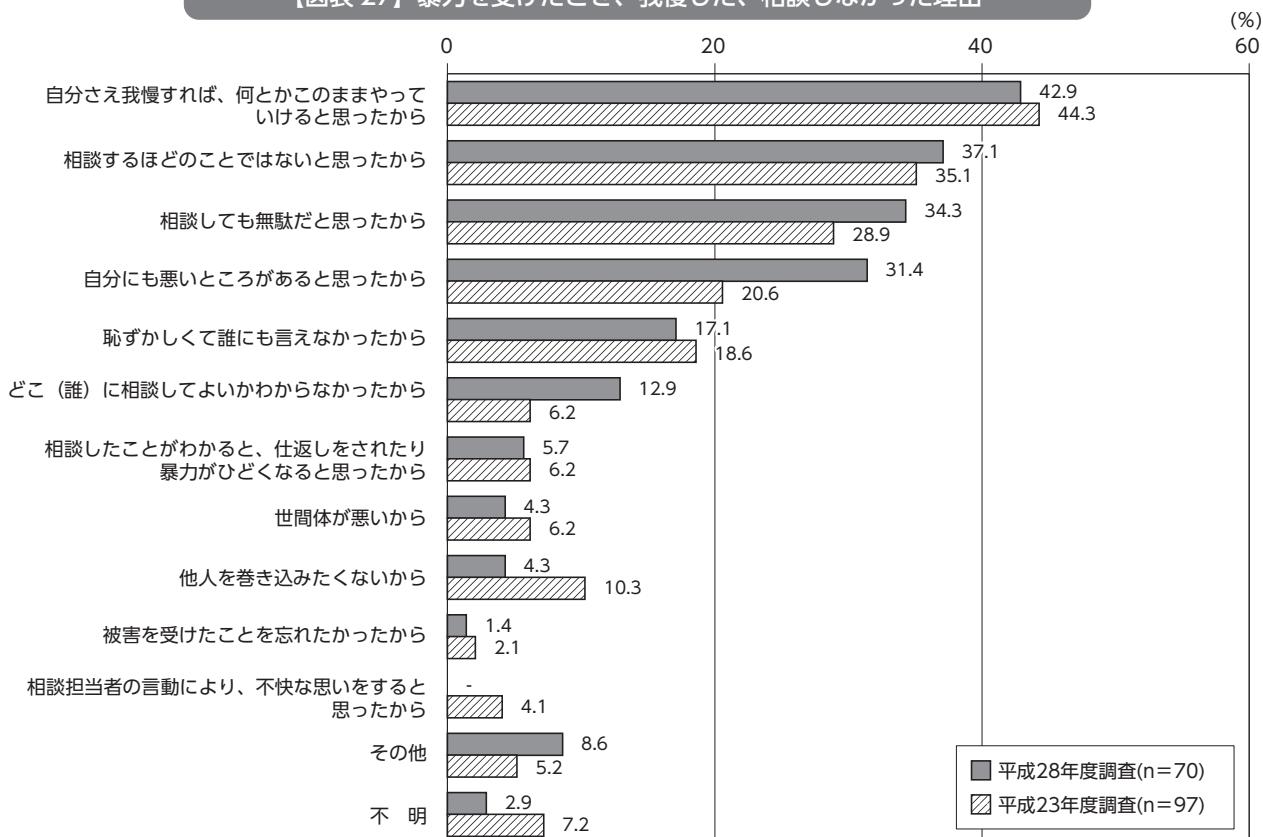
資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

【図表 26】暴力を受けたときの行動について



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

【図表 27】暴力を受けたとき、我慢した、相談しなかった理由



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

(2) DV 被害者の相談の現状

嬉野市においては、平成21年5月に「嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会」を設立し、その年の7月に「嬉野市女性・子ども家庭支援センター」を開設しました。DV相談窓口として、DV等に関する電話相談や面接相談を実施して、DV被害者の支援を行っています。

「嬉野市女性・子ども家庭支援センター」が受けたDV相談件数は、平成23年度から平成28年度までほぼ横ばい状態ですが、毎年80件以上の相談があります。被害者を年齢別にみると、開設当時の平成22年度は「60歳代以上」が最も多かったのですが、近年では「30歳代」「40歳代」の、特に小さい子どもを抱えた母親が多くなっています。

また、加害者との関係をみると、平成28年度は、「婚姻関係あり（事実婚含む）」が92.5%、「既に離婚」が7.5%となっています。

(3) DV 被害者等の心のサポートについて

DV被害女性とその子どもたちは、避難し新たな生活を始めた後も心身的に深いダメージを抱え、そのまま困難な生活を余儀なくされています。

「嬉野市女性・子ども家庭支援センター」では、平成23年度から被害女性とその子どもたちを対象に心の傷を癒し、自立の支援を行うため心の回復ケアを年間通じて実施しています。

また、DVのみならず離婚等によるシングルマザーとその子どもたちにも対象を広げて回復プログラムを実施しており、女性がより生産的な人生を送ることができるよう、また次世代への悪影響を最小限にすることができるよう支援しています。

⑥

計画の内容

【基本的な考え方】

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からのDVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、被害が潜在化する傾向にあります。これまで、DV等は男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、個人、家庭、職場の問題として見過ごされてきました。これら暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

DV防止施策の推進にあたっては、DV防止への理解を市民に広めるために、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。特に近年、交際相手からの「デートDV」や若年者や高齢者に対するSNS被害も大きな社会問題となっています。これらの防止のためにも、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、暴力は被害者の人格を壊してしまうということの理解を深め、思いやりの心、お互いを尊重し合う教育を取り組むことにより、DVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

重点目標①

男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり

【現状と課題】

女性等に対する暴力は、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。あらゆる暴力により、身体的、精神的な一生の傷を負う恐れがあり、決して許されるものではありません。

市民意識調査においては、男女間の暴力体験を尋ねたところ、「命の危険を感じるほどの暴力」を受けた経験があると回答した人は、全体で3.4%と前回調査より0.5%増えています。男女別にみると、女性が3.9%、男性が2.7%と女性が男性より1.2%高くなっています。【図表12】 また、暴力を受けたときの行動を尋ねたところ、「我慢した」と答えた人が33.5%と最も高く、DV被害に対しての認識が低い傾向が見られます。【図表26】

また近年、高校生などの若年層が交際相手から被害を受けるデートDVの被害も増加、深刻化しています。SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、デートDV、暴力的な表現での人権侵害など、特に女性に対する暴力が多様化しています。そのため、若年層への情報提供や意識啓発を進めるとともに、暴力を発生させないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の形成や暴力根絶のための基盤づくりが必要です。

さらに、DVは家庭内等において行われることが多いため外部からの発見が困難で、潜在化しやすい傾向にあります。DVは決して家庭内や個人的な問題ではなく、社会全体で解決すべき問題です。市民、地域と連携して未然防止、早期発見に努め、暴力の根絶に向けた啓発を行うとともに、DVをはじめ、性犯罪、ストーカー等の男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりが必要です。

①ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者救援体制の整備

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援基本計画の運用	DV被害者支援の市の具体的施策である「DV被害者支援基本計画」に沿って各種事業に取り組む。	市民協働推進課	B
家庭相談員による相談事業	いじめ、子どもへの虐待、家庭内における暴力など家庭児童福祉に関する相談に応じるとともに、適切な助言と指導を行い、子どもと家庭の福祉の向上を図る。	子育て支援課	A
性に関する学習機会の提供	性を尊重する意識を育て、性に関する正しい知識を身につけるための学習機会や相談の場を提供する。	学校教育課	A
市職員に対する研修の実施	DVに対する正しい理解と適切な対応がとれるよう職員研修および情報提供を行う。	市民協働推進課	A

②犯罪被害者等への支援

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
犯罪被害者等支援条例の推進	犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指すため、条例に沿った体制の整備及び施策を推進していく。	総務課	B
犯罪被害者やその家族に対する総合的対応窓口体制の充実	犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を図る。また、市民に対して相談機関や各種制度等の周知を図る。	総務課	B

③DVを防止する啓発の推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
市民へのDV防止に関する広報・啓発活動の推進と情報提供	DVなど配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、DV等に関する市民の意識を高め、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進する。また、法制度や支援制度について、市の広報紙やホームページを活用して情報提供を行う。	市民協働推進課	A
DV防止に向けた学校教育の推進	学校教育におけるDVに対する認識の向上および人権教育、男女平等教育、性教育の推進を図る。	学校教育課	A
デートDV防止等に関する啓発及び学習機会の推進	児童生徒を対象に若年層にみられるデートDVに関する予防啓発及び男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供する。	学校教育課	A
子どもに対する虐待防止対策の推進	家庭相談員による日頃の活動を通じて、DVや児童虐待を早い段階で発見することに努め、関係機関と連携し、子どもに対する虐待防止に取り組む。	子育て支援課	A
高齢者に対する虐待防止対策の推進	被害者を発見しやすい立場にある医療関係者、福祉関係者、民生児童委員等に対して、DVに関する情報提供を行い、相談窓口の周知や被害者の早期発見への協力を呼び掛ける。また、被害者の意思の尊重や守秘義務に配慮しながら適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐなどの対応に努める。	福祉課	A
あらゆる暴力の根絶に向けた理解の促進	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11／12～11／25）を利用し、周囲の無理解や暴力の実態の潜在化の解消のため重点的な啓発を行う。	市民協働推進課	A

④心の相談事業の充実

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
心の健康相談の充実	心の健康に関する相談事業の充実を図り、市民に等しくその機会を提供する。	健康づくり課	A
教育相談の実施	スクールカウンセラーやアドバイザーを学校に派遣し、児童・生徒のいじめ問題や、家庭における悩み相談などを受け付け、子どもたちの心のケアを図る。	学校教育課	A



重点目標②

DV 被害者が安心して相談できる体制の整備

【現状と課題】

DVは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言や監視などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、その他にも性的暴力や子どもを利用した暴力など多様かつ複雑です。多くはこれらの暴力がいくつか重なって起こる傾向があり、被害者の抱える問題や悩みも複雑で多岐にわたっています。また、加害者に罪の意識が薄く、被害者が恐怖心を持ったり、報復を恐れ、相談や届出をためらい潜在化しやすい傾向にあります。

嬉野市においても、DV相談件数は多く、依然として被害者は女性がほとんどです。市民意識調査では、暴力を受けたときの行動は、「我慢した」は33.5%と突出しており、相談しなかった理由は、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」の回答が高くなっています。DV被害に対する認識が低い傾向が見られます。

【図表26・27】

また、子どものいる家庭では、子どもの心身の成長や人格形成にも大きな影響を与える場合があります。被害の早期発見や深刻化の防止、被害者の心身のケアなど継続した相談支援に結び付けるため、被害者やその周囲の人々が安心して迷わず相談できるよう相談しやすい環境整備と相談窓口の周知が重要です。

さらに、暴力を防止し、暴力を容認しない社会の実現を目指して、女性・子ども家庭支援センターや警察など関係機関との連携を強化し相談体制を充実させるとともに、相談員の資質向上のため研修の機会を設けるなど被害者の自立に向けた支援体制を整え、DV被害の防止と支援に取り組みます。

①被害者への相談支援の充実

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
総合相談窓口の周知	市関係の公共施設や市内の企業（大型店舗）に、DVに関する相談窓口を示した国等の情報チラシを置き、潜在的な被害者への相談窓口の周知を図る。	市民協働推進課	A
DV被害者・被害者家族の精神的ケアの充実	相談員による継続的な支援、保健師等による自宅訪問、およびスクールカウンセラー等の専門家による継続的なカウンセリングの実施を図る。	市民協働推進課 健康づくり課 学校教育課	A

②相談体制の充実

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
主要な相談窓口との連携強化	女性・子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、警察、病院等関係機関との連携を強化し、DV防止に向けた相談体制の充実を図る。	市民協働推進課	B
府内における関係部署との連携・協力体制づくり	被害者に対する支援が複数部署に関わるものについては、被害者の精神的な負担の軽減を図るために、府内関係部署との連携を強化し、継続した支援を提供する。	市民協働推進課	A
相談員等の研修の充実	二次被害 ²⁴⁾ を防止し、被害者に対して適切な情報提供や的確な助言を行えるよう研修等により相談員の資質向上を図る。	市民協働推進課	A
相談員等のケアの充実	相談員の精神的な負担へのケアを行うため、スーパーバイザー制 ²⁵⁾ を導入する。	市民協働推進課	B
多様化するシングルマザーへの相談支援	未婚、離婚、死別などの理由でシングルマザーとなった母親が抱える経済的不安、子育てに対する悩み、心のダメージなど様々な困難について相談を受け、トラウマ ²⁶⁾ ケアと回復支援を行う。	市民協働推進課 子育て支援課	B

24) 二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して、心無い言動や不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

25) スーパーバイザー制

相談員が相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうか、解決の手立てをさまざまな立場の人間がともに考え相談員の援助をする取り組みのこと。

26) トラウマ

心的外傷のこと。大きな精神的ショックや恐怖による深い心の傷のこと。

重点目標③

DV 被害者の安全確保と自立支援

【現状と課題】

DV、ストーカー行為、性犯罪、児童虐待など女性や子どもに対する暴力は個人的または家庭内の問題として潜在化することが多いため、実態をつかみにくい状況にあります。

市民意識調査によると、暴力の体験について尋ねたところ、「大声でどなる」、「女（男）のくせに」、「女（男）だから」と差別的な言い方をされた人は、他の暴力よりも多くみられ、女性は「されたことがある」、男性は「したことがある」の割合が他に比べて高くなっています。【図表17・18】

被害者は、配偶者等からの様々な暴力によって自信喪失し、自責の念を抱き、生きる力をそがれ、他者との信頼関係を築く力が弱まっていく傾向があります。また、家庭内でのDVが子どもの目の前で行われた場合は子どもの心身に計り知れない影響を与えます。

暴力を受けた被害者については、安全を確保することが最優先であり、特に暴力により身体に危険が迫っている場合は被害者の意思を尊重した上で、警察との連携や一時保護施設への入所等により速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。同時に、被害者等の情報を保護するため、情報管理の徹底を図る必要があります。

嬉野市では、被害者に対する暴力が緊迫している場合は、嬉野市女性・子ども家庭支援センター並びに佐賀県総合福祉センター、婦人相談所と連携し、一時保護を行い被害者の安全を確保しています。

また、被害者への適切な支援を行うためには、関係各課が連携し情報共有を図るとともに、関係機関とも連携を強化し早急な対応ができる支援体制を整備することが必要です。

一時保護後も、DV被害者が傷ついた心身を回復させ、自立して新たに生活を始めるためには、安全な生活の確保と併せて、住宅の確保や経済的自立など安心して暮らすことができる生活基盤の確保が必要です。このため、一時保護後の自立生活に向けた準備を行うための中間的施設が求められています。

さらに被害者の子どもは暴力を目撃して心理的ダメージを受けている場合が多く、時には子ども自身が暴力の対象となっている場合があります。そのため、中長期的な支援として、被害者および子ども等への心身の回復ケアや継続した相談が必要であり、地域での生活を継続的に支えながら自立に向けた支援の充実に取り組むことが重要です。

①被害者の保護体制の充実

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
DV 被害者と同伴の子どもの緊急・一時保護などの安全確保	関係機関等と連携し、安全な場所に保護されるよう被害者を迅速かつ確実に避難させるとともに、適切な支援を行う。また、必要に応じて婦人相談所等までの同行により、被害者等の安全確保に努める。	市民協働推進課 子育て支援課	A
個人情報保護の徹底	各課で保有する被害者情報に関しては、個人情報の保護に留意するとともに、加害者側に住居情報等が伝わることがないよう、被害者情報の適切な取り扱いに努める。 また、個人情報を公開する場合は、本人確認を行い、なりすましなどの不祥事を防止する。	関係各課	A
加害者が不当な目的で請求する住民票の写し等を交付しないための支援措置	加害者が住民票の写し等を不正請求して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図るため、被害者からの申し出により、住民票の写し等の交付を制限する。 また、住民基本台帳データに基づき事務処理を行う関係各課にも情報管理の徹底を周知する。	市民課	A
住民票の写し等の不正請求・不正取得防止のための周知	第三者による住民票の写し等の不正請求、不正取得により人権が侵害されないように、本人通知制度 ²⁷⁾ の周知と適正な運用に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図る。	市民課	A

27) 本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人などの第三者に交付した場合に、交付の事実を事前に登録した本人に通知する制度。

本人通知をすることにより、不正請求の抑止、不正取得の早期発見および個人の権利の侵害を防止する効果が期待される。

※この制度は、証明書の請求があった際、登録者に交付の可否を確認したり、交付ができないようにしたりする制度ではありません。

②関係機関との連携強化

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
支援関係機関との支援体制の充実	被害者に必要となる様々な支援を円滑に実施するため、関係機関、支援担当課との連携強化を図る。	市民協働推進課	B
加害者への対応体制と警察等との連携強化	いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処するため、関係各課と情報を共有し共通認識を持つよう努める。また、被害者の安全を図るために、および加害者からの危害から支援者の身を守るため、警察と連携・協力して安全確保に努める。	市民協働推進課	B

③被害者の自立に向けた支援

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
DV 被害者の生活支援	被害者の状況に応じて、福祉制度や子どもの就学、国民健康保険など生活支援に関する情報提供を行うとともに関係課と連携を図る。また、住民基本台帳支援措置申出者に対し意見付与を行い、自立に向けて支援する。	市民協働推進課	A
DV 被害者の住宅支援	住居の確保に困窮している被害者に対して、市営住宅への入居条件を一部緩和し、被害者の自立を支援する。	建設・新幹線課	B
DV 被害者と子どもへの回復ケア	DVを受けた後の被害者の PTSD ²⁸⁾ や新しい環境への不安等を和らげるため、また子どもの保育、就学等が安心して行われるため継続した心の回復ケアを実施する。	市民協働推進課	A
中間施設設置へ向けての取組	被害者を含め困難な状況を抱える女性の自立に向けた中間的施設の整備を検討していく。	市民協働推進課	D

28) PTSD（心的外傷後ストレス障害）

強度の恐怖感、無力感をともなう体験や身体的危機にさらされる体験などが深い心の傷となり、その後に心身両面に不調をはじめとする症状をもたらすこと。

突然、事件の記憶がよみがえってパニックに陥る、事件のことを思い出せなくなる、また同じ目にあうのではと不安になる、集中力の低下、うつ症状、不眠、イライラなどの症状があらわれる。

重点目標④**女性や子どもに対する性暴力防止対策および被害者支援に向けた体制づくり****【現状と課題】**

すべての暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力の背景には男女の固定的役割分担意識、経済力の格差、職場等における上下関係など社会における構造的な問題があります。しかも、配偶者等からの暴力のほか、性暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、命に関わるような女性への暴力は一向に後を絶たない現状があります。

このような状況の中、性犯罪の厳罰化や被害者の告訴がなくても起訴できることなどを盛り込んだ改正刑法が平成29年7月13日に施行されました。性犯罪に関する刑法の大幅改正は明治40年の法制定以来110年ぶりになります。

性暴力は被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせるものであり、決して許されない重大な犯罪です。しかも、心に深い傷を負った被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等、精神面での疾患を抱えることも多く、医学的、心理的な援助が受けられるよう関係機関に切れ目なく的確な橋渡しをすることが必要です。さらに、潜在化しやすい性暴力の被害者がためらうことなく必要な相談が受けられるような相談体制の整備が求められています。

性犯罪の被害者は、第三者による我慢を強いるような心無い言葉や日頃の何気ない言動によってさらに傷つけられことがあります。そのため、被害者の人権擁護の視点に立った正しい知識の啓発が必要であり、併せて相談を受ける担当者や被害者に接する可能性のあるすべての職員が共通認識を持つことが重要です。一方、相談等支援者は、対応に疲れ果て燃え尽きてしまったり（バーンアウト）、ショッキングな話題に傷つくことにより（二次受傷）、心身の不調をきたしてしまうことがあるほか、加害者から危害を加えられる危険性があるため、支援者のケアや安全対策が必要になります。

また、人権を尊重する意識や男女平等意識の形成には幼少期からの環境や教育の影響が大きいと言えます。近年、インターネットなどを利用した性の商品化や画像流出など、被害の低年齢化も進んでいるため、被害にあわない、加害者を作らない教育・啓発および対策が必要です。

潜在化したり個人的な問題とされる傾向がある性犯罪、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力の未然防止、早期発見、早期対応のため関係機関との連携強化に努めるとともに、地域活動においても近所付き合いや身近な見守りが大切です。

性的嫌がらせが人権侵害であるという認識を深め、性犯罪を許さない社会環境の整備に向けた取り組みを進めます。

①被害者相談の実施

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
相談窓口の充実	被害者やその周囲の人々の実情に沿った迅速な対応に取り組むとともに、関係機関との連携によって的確な橋渡しができる体制の整備に努める。また、被害者の個人情報に関して適切な取り扱いを徹底する。	市民協働推進課	C
性被害相談窓口の周知	性犯罪の被害に遭われた方がすぐに相談できるよう相談先の周知を図る。 ・性暴力救援センターさが「さが mirai」 ・佐賀県 DV 総合対策センター ・性犯罪被害相談電話全国共通短縮ダイヤル「#8103」	市民協働推進課	B
二次被害防止の体制作り	二次被害を防止するため、DV に関する正しい知識を身につけ、相談業務の遂行に努める。	市民協働推進課 子育て支援課 福祉課	B

②防犯・安全対策の強化

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
女性に対する暴力防止の普及啓発	女性の人権に関する意識啓発を行うとともに、性犯罪等の被害防止対策を推進し、女性に対する暴力を許さない社会づくりに努める。	市民協働推進課	A
地域における声かけ、見守り支援	暴力の潜在化を未然に防止するため、地域活動の場において日常的な声かけや地域活動への呼びかけ、また登下校時の見守り等への働きかけを行う。	市民協働推進課	B
防犯講習会への参加	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていくよう被害者の安全を守るために、地域コミュニティに防犯講習会の実施を呼びかける。	市民協働推進課	A
防犯灯の設置	夜間の被害防止や安全確保のため、通学路や生活道路等の暗い場所に地域と共に防犯灯を設置する。	総務課	A

基本目標V 市民と行政の協働による推進体制づくり

【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現を目指し、この計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市（行政）と、市民、事業者、自治組織等、さらに教育に携わる者などがそれぞれの役割を果たしていくことが求められており、それらが一体となって事業を展開できるように推進体制の整備・強化を図ります。

重点目標①

行政における総合的な推進体制の整備・強化

【現状と課題】

行動計画は、男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力を充分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要です。

平成29年11月に実施した市職員の意識調査での家庭生活の分担では、地域行事への参加は男性の割合が高いものの、子どもの世話や日常の家事については、女性のほうが主として行っている割合が高くなっています。特に家庭生活や慣習しきたりについては、男性の方が優遇されていると感じる人が多いようです。

男女共同参画に向けた地域づくりを実現するためには、市役所がその役割を十分に果たせるよう、職員の意識の向上を図りながら、庁内の推進体制を強化していくことが重要です。

①庁内推進体制の充実

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
男女共同参画推進本部体制の強化	男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。 また、庁内における男女共同参画意識を高揚し、市の施策を効果的に推進するためにも女性の本部員を配置する。	市民協働推進課	B
嬉野市男女共同参画を推進する条例の適正な遂行	市の男女共同参画に関する基本姿勢を示すために、独自の特性を生かした「男女共同参画を推進する条例」に沿った各種施策を積極的に取り組む。	市民協働推進課	A
市の施策等に関わる苦情への対応	市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し市民または事業者から苦情を受けた場合は、男女共同参画審議会を開催し意見を求めるなど、迅速かつ適切に問題解決に努める。	市民協働推進課	A

②庁内における男女共同参画の取組に向けた推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言 ²⁹⁾ に沿った取組	女性の能力を最大限に發揮できるよう、男女の働き方の変革、職場の環境整備、情報発信等を行い女性の活躍を積極的に推進する。	市民協働推進課	A
特定事業主行動計画 ³⁰⁾ の目標達成に向けた取組	嬉野市特定事業主行動計画及び嬉野市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向けた取り組みや、計画の検証、取組状況の公表など着実な推進に努める。	総務課	A
市職員研修の実施	男女共同参画の視点を持って各施策が実行されるよう、職員の男女共同参画研修を実施する。 DV、セクハラ、人権研修等を通して職員の男女平等意識の啓発に努める。	市民協働推進課 総務課	A
市職員に向けた啓発チラシの配布	男女共同参画に対する市職員の意識を高めるために、職場内へのポスターの掲示や啓発チラシを配布する。	市民協働推進課	A
市職員の意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する認識を深めるため意識調査を実施し、意識の実態の把握に努める。	市民協働推進課	A
行政職員の能力開発促進	男女を区別しない積極的な職員研修を実施し、管理職に対する意識付けのための監督者研修などを実施していく。	総務課	A
行政職員のセクシャル・ハラスメント等の防止	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスマントなどあらゆるハラスメントに対する相談窓口を設置し、男女が働きやすい環境づくりを推進する。	総務課	A
市役所における男性の育児休業取得の促進	市役所が市内事業所の先行的事例となるよう、男性職員への育児休業などの取得の促進を図り仕事と生活の両立を支援する。	総務課	B
市役所における長時間労働の削減や年次有給休暇、育児・介護休業の取得促進	市役所の取組として、毎週水曜日および7月から9月までの月・水・金曜日のノー残業デーを徹底させ、働き方の見直しを啓発する。また、年休、育児・介護休業などの取得率の向上に努め、家事、育児、介護に参画しやすい環境づくりに取り組む。	総務課	B
市職員の異動希望調査の実施	男女差のない職務配置を考慮し、昇格などについては、異動希望調査を実施し、本人の希望、能力を踏まえ実施する。	総務課	A

③情報の収集と発信

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民の意識調査によって情報を収集し、その結果を他市との比較を交えて市民に情報を発信する。また、市民の意識や要望を把握し、政策に反映させる。	市民協働推進課	A

29) 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言

2014年3月、首相官邸で「輝く女性応援会議」が開催され、各地域・分野で、輝く・輝こうとする女性たちを応援していくというムーブメントがスタートし、同年6月には、具体的な活動指針を定めた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言が策定・公表された。

行動宣言は、組織のトップを務める男性リーダーが、様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」ことを宣言するもの。

30) 特定事業主行動計画

女性活躍推進法第15条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。

重点目標② 市民・企業・諸団体との連携による推進の取組

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、行政は元より議会をはじめとする社会各層や自主的活動を行う市民団体やグループ等の連携を図ることが今後の課題となっています。

また、男女共同参画の推進には事業者や教育に携わる者が担う役割が大きいことから、連携の強化を図るとともに、情報交換などにより効果的な施策の推進を図っていくことが重要です。

①市民参画による計画の推進

具体的な事業	事業の概要	担当課	時期
男女共同参画審議会の運用	男女共同参画行動計画を実効性のあるものにするため、その進捗状況を定期的に点検、評価し、男女共同参画を総合的に推進する審議会を開催する。	市民協働推進課	A
市民団体との連携・活動支援	地域での男女共同参画社会の推進のため、リーダーとなる人材の育成に努め、男女共同参画に関する活動等を行っている市民団体やグループを支援するとともに、相互の連携と協働を図る。	市民協働推進課	A
男女共同参画連絡会議の編成	市内の各種団体との連携を強化し、男女共同参画行動計画の浸透を図っていく。	市民協働推進課	D
施策・方針決定過程の透明性の確保	市民の行政への参画を促進するため、事業計画段階での進捗状況や審議会、協議会での結果などの情報を公表する。また、重要な計画を策定する際にパブリックコメント ³¹⁾ を実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら計画の推進・策定に努める。	関係各課	A

31) パブリックコメント

意見公募手続きのこと。行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。

②企業への啓発と推進

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
企業の事業主に対する啓発	商工会と連携をし、企業の事業主を対象にした男女共同参画等のチラシ等を配布し、啓発を図る。	うれしの温泉観光課	C
企業との連携	社会全体で男女共同参画が推進されるよう、情報を提供したり、必要に応じて、職場の男女共同参画の状況について報告を求めたりして企業との連携を深める。	うれしの温泉観光課 市民協働推進課	D

③国・県および他の地方公共団体との連携

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
国・県等との連携	国、県および他市町村との情報交換を行い、相互に連携を深めながら、効果的な施策の展開に努める。	市民協働推進課	A
各種会議等への参加	国、県等が主催する会議等に積極的に参加し、男女共同参画推進に関する理解を深める。	市民協働推進課	A



重点目標③ 男女共同参画に関する総合支援施設の展望

【現状と課題】

第1次行動計画策定の翌年、平成21年7月1日「嬉野市女性・子ども家庭支援センター」が、女性総合相談、子育て応援、男女共同参画啓発の3事業を展開するセンターとして開設されました。DV相談および被害者支援をはじめ、男女共同参画啓発についても実績を積み上げてきています。

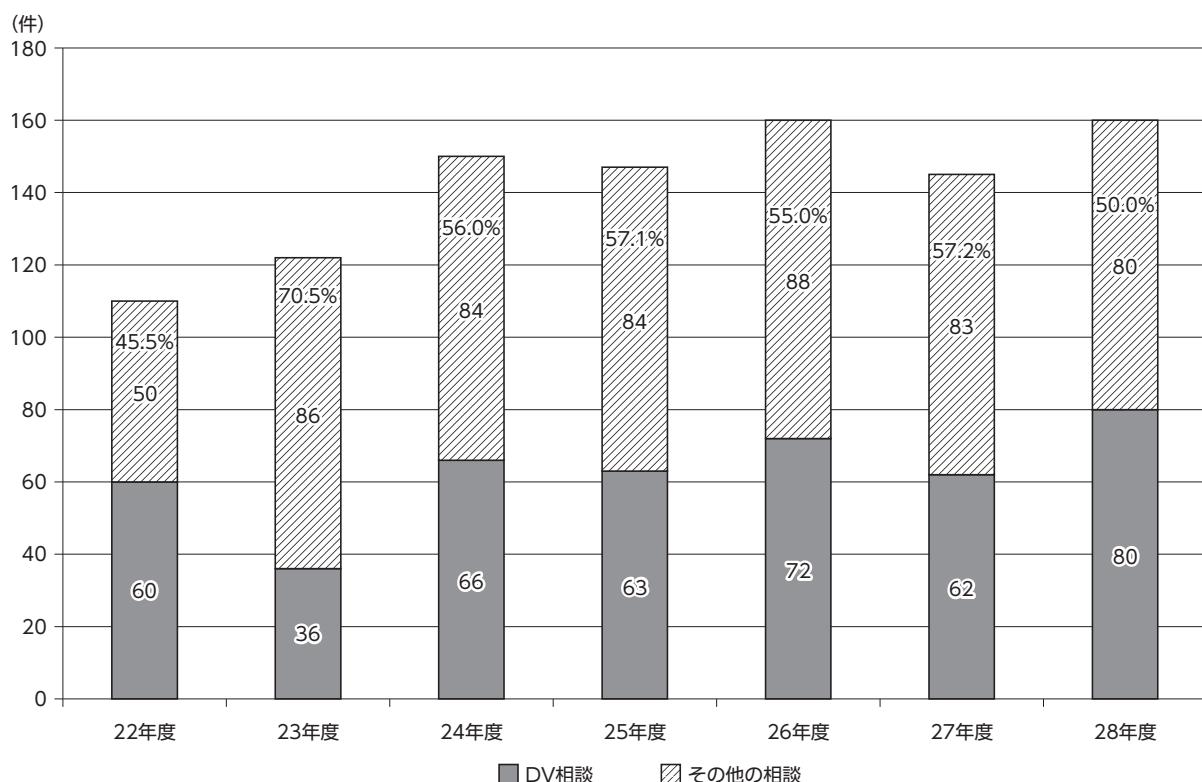
嬉野市女性・子ども家庭支援センターにおけるDV相談件数は、平成22年度が50件、平成23年度は86件と増加し、その後は横ばい状態ですが、年々深刻なDVが増加してきています。

今後の展望として、1) 基本目標IV「男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり」(嬉野市DV被害者支援基本計画)の迅速な実施に向け役割を果たすこと、2) 民間グループの交流・育成に力を注ぎ、男女共同参画社会へ向けた実績をつくりあげる必要があります。

①男女共同参画に関する総合支援施設の展望

具体的事業	事業の概要	担当課	時期
女性・子ども家庭支援センターの運用	DV相談を含め、夫婦や家庭内の心配ごと、育児不安などを抱える女性が気軽に訪れ相談できる場として、女性・子ども家庭支援センターの運用の充実および相談員の育成を図る。	市民協働推進課	B

【図表28】嬉野市女性・子ども・家庭支援センター 相談件数



資料：嬉野市「男女共同参画に関する意識調査」

嬉野市男女共同参画行動計画の目標値

基本目標Ⅰ：男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり

指標	現状	目標値(H34)	担当課
「男女共同参画社会」という言葉を「内容まで知っている」人の割合 (平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 27.6% 男性 32.8% (平成28年度)	女性 50% 男性 50%	市民協働推進課
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 7.8% 男性 17.8% (平成28年度)	女性 50% 男性 50%	市民協働推進課

基本目標Ⅱ：男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり

指標	現状	目標値(H34)	担当課
家庭生活において、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 25.0% 男性 35.5% (平成28年度)	女性 50% 男性 50%	市民協働推進課
休日に家事（育児・介護を含む）に費やす時間が平均1時間以上ある男性の割合 (平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査)	27.4% (平成28年度)	50%	市民協働推進課
市の各種審議会等の女性委員の割合	30.8% (平成29年度)	40%	関係各課
女性消防団員数	36人 (平成29年度)	50人	総務課
ファミリー・サポート・センター会員数	おねがい会員 218人 まかせて会員 56人 (平成29年度)	おねがい会員 300人 まかせて会員 70人	子育て支援課

基本目標Ⅲ：男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり

指標	現状	目標値(H34)	担当課
特定健康診査受診率	43.2% (平成28年度)	58%	健康づくり課
乳がん検診受診率	28.2% (平成28年度)	30%	健康づくり課
防災訓練を実施した地域コミュニティ数	5か所 (平成29年度)	7か所	市民協働推進課

基本目標Ⅳ：男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり

指標	現状	目標値(H34)	担当課
「DV 防止法」という言葉を「内容まで知っている」人の割合 (平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 53.6% 男性 52.1% (平成28年度)	女性 80% 男性 80%	市民協働推進課

基本目標V 市民と行政の協働による推進体制づくり

基本目標V：市民と行政の協働による推進体制づくり

指 標	現状	目標値(H34)	担当課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対の男性市職員の割合 (平成29年度男女共同参画に関する市職員意識調査)	66.9% (平成29年度)	75%	市民協働推進課

※平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査の実施期間：平成28年8月26日～平成28年9月12日



資料編

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
- 4 嬉野市男女共同参画を推進する条例
- 5 嬉野市男女共同参画審議会規則
- 6 嬉野市男女共同参画審議会委員名簿
- 7 第3次嬉野市男女共同参画行動計画策定の経緯

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確

保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円

滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の

10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、
第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にか

かわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号) 最終校正: 平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画 等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定める

ところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配

偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときで

あって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (4) 第10条第4項の規程による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、

裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠と共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合
---------	----------------------	----------------------

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した

日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目指として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年法律第113号） [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年法律第72号） [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年法律第28号） [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生

活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下

同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省

令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣で定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する

基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相

談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうと

する女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を 推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主

(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするために、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、

30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2** 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3** 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4** この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合にお

いて、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の1号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年 3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
----------------	--

附則（平成29年3月31日法律第14号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条か

ら第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 嬉野市男女共同参画を推進する条例

(平成26年3月28日条例第1号)

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動しつつ進められており、さらに、国においては男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が平成11年6月に制定された。

本市においては、平成18年7月に嬉野市男女共同参画審議会を設置し男女共同参画社会の実現を目指して、基本計画の策定を行い、様々な施策を展開してきた。

しかし、男女の役割を性別によって固定的に捉える役割分担意識が今なお根強く残っており、これらの要因を解消し、男女を問わず一人一人にその個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることが重要である。

このような認識に立ち、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、嬉野市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自からの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内において地縁に基づいて形成された団体及び地域社会の維持や形成に資する活動を行う団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、

社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語による暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。
- (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣習について改めていくこと。
- (3) 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野の政策及び方針の立案及び決定の場に参画できるようすること。
- (4) 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族構成員としての役割と職場、地域、学校等の社会生活における活動が両立できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体、市民及び事業者等との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画社会の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業や活動を行うに当たって、基本

理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることから、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等

(人権侵害行為の禁止)

第9条 全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第10条 全ての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、嬉野市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事

業者等の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、基本計画の実施状況等について点検し、審議会に報告しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、施策を策定及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための取組)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(市民への支援)

第15条 市は、市民が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、市民との協働に努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と仕事、地域生活、個人の自己啓発活動等を両立させるため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第16条 市は、事業者に対し、その事業活動において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に發揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な支援を行うものとする。

(自治組織等への支援)

第17条 市は、自治組織等に対し、男女共同参画の推進を図るための必要な支援を行うものとする。

(教育に携わる者への支援)

第18条 市は、教育に携わる者に対し、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女平等意識の醸成及び男女共同参画の推進が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

第4章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出

(意見及び相談への対応)

- 第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から意見の申出を受けた場合には、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。
- 2 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害、行為等に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 嬉野市男女共同参画審議会

(設置)

- 第20条 男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、嬉野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 前条第1項に規定する意見に関する事項
 - (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1) 関係団体の推薦を受けた者
 - (2) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (3) 公募による者
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定めている嬉野市男女共同参画基本計画は、第11条の規定により定めた基本計画とみなす。

5 嬉野市男女共同参画審議会規則

(平成26年3月28日 規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、嬉野市男女共同参画を推進する条例(平成26年嬉野市条例第1号)第21条第5項の規定に基づき、嬉野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画に関する事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**嬉野市
男女共同参画行動計画
女性活躍推進計画
DV 被害者支援基本計画
～女と男 認め合い支えあう嬉野市～**

平成30年3月

発行 嬉野市企画部地域づくり・結婚支援課「男女共同参画室」
〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下
甲1769番地
TEL：(0954)66-9115 FAX：(0954)66-3119
E-mail：chiiki@city.ureshino.lg.jp
